

第23期

定時株主総会
招集ご通知

日時 2023年6月27日(火曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時)

場所 泉ガーデンタワー22階 大会議室
東京都港区六本木一丁目6番1号

議案 第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本株主総会の議決権行使は、書面（郵送）またはインターネット、スマートフォンによる方法もごございますので、そちらのご利用を是非ご検討ください。（詳細は3～4頁をご参照ください。）

新型コロナウイルス感染症の今後の状況により本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当行ホームページにてお知らせいたします。

目次

第23期定時株主総会招集ご通知 …	1
株主総会参考書類 ……	5
(提供書面)	
第23期事業報告 ……	26
連結計算書類 ……	66
計算書類 ……	70
監査報告書 ……	74

株主総会にご出席されない場合

郵送、インターネットまたはスマートフォンにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2023年6月26日(月曜日) 午後5時まで

株主さまへのお土産はご用意しておりません。

株 主 各 位

証券コード 8303

2023年5月30日

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

株式会社 S B I 新生銀行

川島 克哉

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当行第23期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当行ウェブサイト

<https://corp.sbishinseibank.co.jp/ja/ir/stock/shareholdersmtg.html>



また、電子提供措置事項は、当行ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「S B I 新生銀行」又は「コード」に当行証券コード「8303」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、議決権行使についてのご案内をご高覧のうえ、2023年6月26日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

日 時	2023年6月27日（火曜日）午前10時 開会（受付開始：午前9時）		
場 所	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー22階 大会議室		
	*株主さまへのお土産をご用意しておりません。		
目的事項	報告事項	1. 第23期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類、並びに会計監査人および監査役会の連結 計算書類監査結果報告の件 2. 第23期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 計算書類報告の件	
	決議事項	第1号議案 取締役9名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件	

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本総会招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 改正会社法（2022年9月1日施行）により、株主総会資料の電子提供制度が創設され、株主様が株主総会資料を書面交付請求することを希望する場合は、株主総会の基準日までに、口座を開設している証券会社又は株主名簿管理人を通じて書面交付請求のお手続きを実施いただく必要がございます。
ただし当行は、株主総会資料を当行ウェブサイト等に掲載いたしますが、当面は書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を有する株主様に従来と同様に株主総会資料や議決権行使書を書面でお届けする方針です。本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。
- 電子提供措置事項のうち、事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要」、「連結計算書類」及び「計算書類」の「注記表」につきましては、法令及び当行定款第13条に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト等に掲載しておりますので、お送りする書類には記載しておりません。したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正前の事項及び修正後の事項を当行ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載いたします。

当行ウェブサイト ▶▶▶▶▶ <https://corp.sbishinseibank.co.jp/>

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後5時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内にしたがって、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後5時入力完了分まで



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月27日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

（賛否）

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号、第3号議案

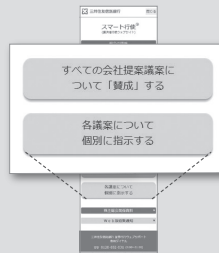
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

 ・「次へすすむ」をクリック
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

 ・「議決権行使コード」を入力
 ・「ログイン」をクリック
- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

 ・「パスワード」を入力
 ・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
 ・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

株主総会参考書類

第1号議案

取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、業務執行取締役4名および独立社外取締役5名の取締役全員（9名）が任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名				現在の地位及び担当等	属 性			取締役会への出席状況
1	ご	み	ひろ	ふみ	取締役会長	再 任			13／13回 (100%)
2	かわ	しま	かつ	や		再 任			13／13回 (100%)
3	はた	お	かつ	み	取締役 専務執行役員社長補佐 グループトレジャリー担当 兼グループ海外事業担当	再 任			13／13回 (100%)
4	てら	さわ	えい	すけ		再 任			11／11回 (100%)
5	はや	さき	やす	ひろ	取締役 常務執行役員 グループ経営企画担当 兼金融円滑化担当	再 任	社 外	独 立	13／13回 (100%)
6	みち	あ	ゆ	み		再 任	社 外	独 立	13／13回 (100%)
7	てら	だ	まさ	ひろ	取締役 常務執行役員 グループ経営企画担当 兼金融円滑化担当	再 任	社 外	独 立	13／13回 (100%)
8	たき	ぐち	ゆ	り		再 任	社 外	独 立	11／11回 (100%)
9	たに	ざき	かつ	のり	取締役 常務執行役員 グループ経営企画担当 兼金融円滑化担当	新 任	社 外	独 立	—
	谷	崎	勝	教					

再 任

再任取締役候補者

新 任

新任取締役候補者

社 外

社外取締役候補者

独 立

独立役員候補者

【取締役の選任方針】

取締役候補者の指名に当たっては、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性を重視し、当行の規模を踏まえ、指名・報酬委員会での審議の上、取締役会において決定しています。

候補者番号

1

ご み ひろ ふみ
五味 廣文

再任

生年月日

1949年5月13日（74歳）

所有する当行株式の数

普通株式2,541株

在任年数

1年5ヶ月

取締役会への出席状況

13／13回（100%）

略歴、当行における地位、担当

1972年 4月	大蔵省（現財務省）入省
1996年 7月	同省銀行局調査課長
1998年 6月	金融監督庁検査部長
2000年 7月	金融庁証券取引等監視委員会事務局長
2001年 7月	同庁検査局長
2002年 7月	同庁監督局長
2004年 7月	同庁長官
2007年10月	西村あさひ法律事務所顧問
2009年10月	株式会社プライスウォーターハウスクーパース総合研究所 （現PwC総合研究所合同会社）理事長
2009年11月	青山学院大学特別招聘教授（現任）
2015年 2月	ボストンコンサルティンググループ シニアアドバイザー
2015年 6月	アイダエンジニアリング株式会社社外取締役（現任）
2016年 6月	インフォテリア株式会社（現アステリア株式会社）社外取締役（現任）
2016年 6月	株式会社ミロク情報サービス社外取締役（現任）
2017年 6月	SBIホールディングス株式会社社外取締役
2019年 6月	株式会社ZUU社外取締役（現任）
2020年 6月	株式会社福島銀行社外取締役
2022年 2月	当行取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

アイダエンジニアリング株式会社社外取締役
アステリア株式会社社外取締役
株式会社ミロク情報サービス社外取締役
株式会社ZUU社外取締役
青山学院大学特別招聘教授

取締役候補者とした理由

五味廣文氏につきましては、金融庁長官等を歴任し、金融分野全般における豊富な経験を有することに加え、経営戦略、事業再生及びガバナンス等にも精通しており、当行の企業価値の向上への貢献が期待できることから、同氏は、当行の取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものです。

候補者番号

2

かわしま かつや
川島 克哉



再任

生年月日

1963年3月30日（60歳）

所有する当行株式の数

普通株式5,083株

在任年数

1年5ヶ月

取締役会への出席状況

13／13回（100％）

略歴、当行における地位、担当

1985年 4月	野村證券株式会社入社
1995年 8月	ソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）入社
1999年 7月	ソフトバンク・インベストメント株式会社（現SBIホールディングス株式会社）取締役
1999年10月	ソフトバンク・フロンティア証券株式会社（現株式会社SBI証券） 代表取締役社長
2000年11月	ソフトバンク・ファイナンス株式会社（現ソフトバンク株式会社） 代表取締役社長
2001年 3月	モーニングスター株式会社代表取締役社長
2005年12月	イー・トレード証券株式会社（現株式会社SBI証券） 取締役執行役員副社長
2006年 4月	株式会社SBI住信ネットバンク設立準備調査会社 （現住信SBIネット銀行株式会社）代表取締役副社長
2007年 9月	住信SBIネット銀行株式会社代表取締役副社長COO
2011年 8月	同行代表取締役社長
2014年 4月	SBIマネープラザ株式会社代表取締役社長
2014年 6月	株式会社SBI証券取締役
2014年 6月	SBIホールディングス株式会社代表取締役執行役員副社長
2015年 4月	SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社取締役
2015年 4月	SBIキャピタルマネジメント株式会社代表取締役社長
2015年 4月	SBIインベストメント株式会社代表取締役執行役員社長
2015年 9月	株式会社SBI貯蓄銀行取締役
2017年 5月	住信SBIネット銀行株式会社取締役
2018年 6月	SBIホールディングス株式会社代表取締役副社長
2018年 7月	SBIネオファイナンシャルサービシーズ株式会社取締役
2019年 2月	SBI地域事業承継投資株式会社代表取締役社長
2019年 3月	マネータップ株式会社代表取締役社長
2020年 7月	SBI地銀ホールディングス株式会社取締役
2022年 1月	当行顧問
2022年 2月	当行代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

川島克哉氏につきましては、証券、銀行業界での経験が長く、そこで重要な役職を歴任するなど、金融サービス事業に精通していることに加え、経営全般に関する幅広い知識と豊富な経験を有しており、当行の企業価値の向上への貢献が期待できることから、同氏は、当行の取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものです。

候補者番号 3

は た お か つ み
畑 尾 勝 巳

再任

生年月日

1957年9月12日（65歳）

所有する当行株式の数

普通株式2,541株

在任年数

1年5ヶ月

取締役会への出席状況

13／13回（100%）

略歴、当行における地位、担当

1981年 4月	株式会社東京銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行
1985年 4月	カナダ東京銀行トロント本店
1995年 4月	東銀インターナショナル（香港）
2004年 7月	株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 企画部副室長兼総合企画副室長
2006年 1月	株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 人事部副部長
2007年 5月	同行執行役員総合リスク管理部長
2008年 4月	同行執行役員国際企画部長
2011年 5月	同行常務執行役員国際部門副部門長
2012年 5月	同行常務執行役員米州本部長
2013年 2月	CIMB Group Holdings Berhad社外取締役
2014年 7月	株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 常務執行役員米州本部長兼MUFJユニオンバンク頭取
2017年 6月	SBIホールディングス株式会社執行役員
2017年10月	SBI Bank LLC（ロシア商業銀行）取締役会会長
2022年 1月	当行顧問
2022年 2月	当行取締役専務執行役員
2022年 4月	当行取締役専務執行役員社長補佐、グループトレジャリー担当兼 グループ海外事業担当（現任）

取締役候補者とした理由

畑尾勝巳氏につきましては、国内外の銀行での経験が長く、そこでの重要な役職を歴任するなど、国内外の金融サービス事業や企業経営において幅広い知識と豊富な経験を有しており、当行の企業価値の向上への貢献が期待できることから、同氏は、当行の取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものです。

候補者番号

4

てら さわ えい すけ
寺澤 英輔



再任

生年月日

1974年1月27日（49歳）

所有する当行株式の数

普通株式3,317株

在任年数

1年

取締役会への出席状況

11／11回（100％）

略歴、当行における地位、担当

1996年 4月	株式会社日本長期信用銀行（現株式会社SBI新生銀行） 入行
2017年 4月	当行グループ組織戦略部シニアマネージャー
2018年 7月	当行グループ経営企画部セクションヘッド
2020年 7月	当行グループ経営企画部GM
2021年 4月	当行シニアオフィサーグループ企画財務兼グループ経営企画部GM 兼執行役員金融円滑化担当兼金融円滑化推進管理室長
2022年 4月	当行常務執行役員グループ経営企画担当兼金融円滑化担当兼 グループ経営企画部長兼金融円滑化推進管理室長
2022年 6月	当行取締役常務執行役員グループ経営企画担当兼金融円滑化 担当兼グループ経営企画部長兼金融円滑化推進管理室長（現任）

取締役候補者とした理由

寺澤英輔氏につきましては、銀行業務全般についての豊富な知識と経験、特に、経営企画、組織戦略及び財務企画に関する専門的な知見を有していること、また、これらの業務経験を通じて当行グループの業務運営状況にも精通しており、当行の企業価値の向上への貢献が期待できることから、同氏は、当行の取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものです。

候補者番号

5

はや さき やす ひろ
早 崎 保 浩



再 任

社 外

独 立

生年月日

1961年1月14日（62歳）

所有する当行株式の数

普通株式1,016株

在任年数

1年5ヶ月

取締役会への出席状況

13／13回（100%）

略歴、当行における地位、担当

1983年 4月	日本銀行入行
2009年 5月	同行金融機構局審議役
2010年 8月	金融庁参事官
2010年10月	保険監督者国際機構執行委員会副議長
2012年 7月	日本銀行決済機構局長
2013年 5月	同行検査役検査室長
2014年 6月	同行総務人事局長
2015年 9月	農林中央金庫国際戦略常任アドバイザー
2021年 5月	株式会社リコー入社
2021年 6月	同社リコー経済社会研究所所長（現任）
2022年 2月	当行社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社リコー リコー経済社会研究所所長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

早崎保浩氏につきましては、日本銀行で要職を歴任するなど、金融に関する豊富な知識と経験を有しており、それらを当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また、選任後は、これまでの経験と知識に基づき、特に金融行政・規制、リスク管理や経済分析に関する専門的な視点から、業務執行に対する適切な監督、助言等をいただくことを期待します。

候補者番号

6



道 あゆみ

再任

社外

独立

生年月日

1966年1月16日（57歳）

所有する当行株式の数

普通株式1,016株

在任年数

1年5ヶ月

取締役会への出席状況

13／13回（100％）

略歴、当行における地位、担当

1988年 4月 日本電信電話株式会社入社
1995年 4月 東京弁護士会登録
1995年 4月 松尾総合法律事務所所属弁護士
2008年 9月 早稲田大学大学院法務研究科客員教授
2009年 4月 早稲田大学大学院法務研究科教授（任期付き）
2009年 4月 弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック所属弁護士（現任）
2015年10月 日本弁護士連合会事務次長
2018年 4月 東京弁護士会副会長
2019年 4月 日本司法支援センター（法テラス）本部事務局長
2022年 2月 当行社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック所属弁護士

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

道 あゆみ氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験に加え、ジェンダーを含めたダイバーシティにおける幅広い知見を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また、選任後は、専門分野である民事、商事等の一般法務やダイバーシティの観点から、業務執行に対する適切な監督、助言等をいただくことで当行のサステナビリティ経営に貢献いただくことを期待します。

なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由に加え、弁護士会の役職や全国組織の事務局長職を含め、弁護士としての豊富な経験、知見を有していることなどから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。

候補者番号

7

てらだまさひろ
寺田昌弘

再任

社外

独立

生年月日

1968年5月7日（55歳）

所有する当行株式の数

普通株式1,016株

在任年数

1年5ヶ月

取締役会への出席状況

13／13回（100％）

略歴、当行における地位、担当

1996年 4月 第二東京弁護士会登録
1998年 5月 大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）
社内弁護士
2000年 5月 モルガン・スタンレー証券会社（現モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社）
社内弁護士
2005年 1月 シティユーワ法律事務所パートナー弁護士
2012年10月 いちご不動産投資法人（現いちごオフィスリート投資法人）
監督役員（現任）
2016年 8月 株式会社ニッセンホールディングス社外監査役
2022年 2月 当行社外取締役（現任）
2023年 1月 三浦法律事務所パートナー弁護士（現任）

重要な兼職の状況

三浦法律事務所弁護士
いちごオフィスリート投資法人監督役員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

寺田昌弘氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験に加え、金融機関における社内弁護士としての経験や他社での社外役員としての経験等を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また、選任後は、専門分野であるストラクチャードファイナンス、コーポレートガバナンス、コンプライアンスなどにおける豊富な知識に基づき、業務執行に対し適切な監督、助言等をいただくことを期待します。

なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由に加え、弁護士としての豊富な経験、知見を有していることなどから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。

候補者番号

8

た き ぐ ち ゆ り な
瀧口 友里奈



再 任

社 外

独 立

生年月日

1987年8月1日（35歳）

所有する当行株式の数

普通株式1,016株

在任年数

1年

取締役会への出席状況

11／11回（100％）

略歴、当行における地位、担当

2008年 4月 株式会社セント・フォース所属（～現在）
2014年 6月 テレビ東京「ニュースモーニングサテライト」サブキャスター
2017年 4月 日経CNBCキャスター
2019年 4月 Forbes JAPANエディター兼コミュニケーションディレクター
2021年 9月 東京大学工学部アドバイザーボードメンバー（現任）
2022年 6月 当行社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

東京大学工学部アドバイザーボードメンバー

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

瀧口友里奈氏につきましては、経済番組のキャスターを含めたマスメディアにおける豊富な経験や社会・経済全般に関する幅広い知見を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また、選任後はサステナビリティ経営、広報活動及びジェンダーやジェネレーションの多様性の観点から業務執行に対する適切な監督、助言等をいただくことを期待します。

なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。

候補者番号

9

谷崎 勝教



新任

社外

独立

生年月日

1957年4月12日（66歳）

所有する当行株式の数

普通株式0株

略歴、当行における地位、担当

1982年 4月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入社
2010年 4月	同行執行役員市場運用部長
2013年 4月	同行常務執行役員システム統括部長
2015年 4月	同行取締役兼専務執行役員
2015年 4月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員
2015年 6月	同グループ取締役
2017年 4月	同グループ取締役兼専務執行役員グループCIO
2017年 6月	同グループ取締役執行役専務グループCIO
2019年 4月	株式会社三井住友銀行専務執行役員
2019年 6月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役専務グループCDIO
2019年 6月	株式会社日本総合研究所代表取締役社長兼最高執行役員（現任）
2019年 6月	株式会社日本総研情報サービス取締役（現任）
2021年 4月	大阪デジタルエクスチェンジ株式会社社外取締役（現任）
2021年10月	SMBC日興証券株式会社取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社日本総合研究所代表取締役社長兼最高執行役員
株式会社日本総研情報サービス取締役
SMBC日興証券株式会社取締役
大阪デジタルエクスチェンジ株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

谷崎勝教氏につきましては、大手金融機関において要職を歴任するとともに経営者としての豊富な知識と経験を有しており、それらを当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また、選任後は、これまでの経験と知識に基づき、特に金融及び非金融を含むデジタル戦略に関する専門的な視点から、業務執行に対する適切な監督、助言等をいただくことを期待します。

(注) 1. 「取締役会への出席状況」は、2022年4月から2023年3月末までに開催された取締役会について記載しております。

2. 取締役候補者の「略歴、当行における地位、担当」において「現任」の記載がないものについては、全て退任しております。

3. 取締役候補者のうち五味廣文氏、川島克哉氏、畑尾勝巳氏及び寺澤英輔氏は、取締役選任後に開催される取締役会において銀行の常務に従事する取締役として選任される予定です。これらの候補者は、いずれも銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しております。

4. 取締役候補者である川島克哉氏が過去10年間に当行の親会社であるSBIホールディングス株式会社、SBI地銀ホールディングス株式会社及び当行の親会社の子会社の業務執行者であった状況については「略歴、当行における地位、担当」に記載しておりますが、「略歴、当行における地位、担当」に記載以外の以下の当行の親会社の子会社の業務執行者でありました。

SBI-HIKARI P.E.株式会社 取締役、
SBI地方創生支援株式会社 代表取締役、
Strategic Business Innovator Berlin GmbH Managing Director、
SBI JI Innovation Partners Ltd. Director、
SBI JI Innovation Partners II, Ltd. Director、
SBIリーシングサービス株式会社 取締役、
SBI地域活性化支援株式会社 代表取締役、
SBI地方創生投融資株式会社 代表取締役、
SBIクリプトインベストメント株式会社 取締役、
SBI RI Partners, Ltd. Director、
SBI大学発ベンチャー育成支援株式会社 代表取締役、
SBI Capital Co., Ltd. 取締役、
SBIインキュベーション株式会社 取締役、
SBIキャピタル株式会社 取締役

取締役候補者である畑尾勝巳氏が過去10年間に当行の親会社であるSBIホールディングス株式会社、SBI地銀ホールディングス株式会社及び当行の親会社の子会社の業務執行者であった状況については「略歴、当行における地位、担当」に記載しております。

5. 候補者と当行との特別の利害関係について

取締役候補者のうち早崎保浩及び寺田昌弘の各氏は、SBIホールディングス株式会社及びSBI地銀ホールディングス株式会社により提案のあった当行の株式に対する公開買付け及び当行の非公開化に関する取引に関し、当行において2023年3月9日付で設置された特別委員会の委員に就任しておりましたが、両氏による役務提供は、委員に就任することに関し締結した委任契約に基づき、当行の取締役会が当該取引に関して特別委員会に諮問する事項を総合的に検討し、検討結果を特別委員会の意見として取締役会に提供するものであり、両氏は会社法第2条第15号イに定める「使用人」にはあたらないと判断しております。また、同委任契約に基づく役務提供は当該取引に関する臨時のものであり、契約期間中の報酬総額は1,000万円未満であることから、独立性に影響を与えるものではありません。その他の取締役候補者と当行の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

6. 責任限定契約の内容の概要について

取締役候補者のうち早崎保浩、道 あゆみ、寺田昌弘、瀧口友里奈の各氏は、当行と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。その内容の概要は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、各取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。上記4名の再任が承認された場合、当行は4名各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、新任社外取締役候補者の谷崎勝教氏は、取締役に選任された場合、上記と同内容の責任限定契約を当行と締結する予定であります。

7. 当行は、現任の取締役である全ての取締役候補者を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しており、また、各候補者の選任が承認された場合、全ての選任された取締役が当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の概要等は事業報告54頁をご参照ください。

8. 早崎保浩、道 あゆみ、寺田昌弘、瀧口友里奈、谷崎勝教の各氏は社外取締役候補者であります。

9. 道 あゆみ氏の戸籍上の氏名は児玉あゆみ、瀧口友里奈氏の戸籍上の氏名は木月友里奈であります。

10. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該事実発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為について
該当事項はありません。

(2) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の執行役又は取締役、監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について
谷崎勝教氏が取締役をつとめているSMBC日興証券株式会社は、証券取引等監視委員会による検査の結果、上場株式の相場を安定させる目的をもって違法に買付け等を行う行為、売買審査体制の不備、ブロックオファー取引にかかる業務運営体制の不備および銀行と連携して行う業務運営が不適切であることによる法令違反が認められたとして行政処分勧告がなされ、これに伴い、2022年10月に金融庁より業務停止命令および業務改善命令を受けました。同氏が取締役に就任したのは2021年10月であり、既に当該事案についての証券取引等監視委員会の調査が開始された後でした。同氏は、取締役就任後、法令遵守の視点を立ち、取締役会等を通じて職務を遂行し、法令に反する業務執行がなされることがないよう努めておりました。また同氏は、当該違反行為の判明後は再発防止に向けた同社の取り組み内容を確認しました。

(3) 社外取締役候補者のうち現に当行の社外取締役である者が社外取締役及び監査役に就任してからの年数について

- ①早崎保浩氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって1年5カ月であります。
- ②道 あゆみ氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって1年5カ月であります。
- ③寺田昌弘氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって1年5カ月であります。
- ④瀧口友里奈氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって1年であります。

11. 当行は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」）に対して、早崎保浩、道 あゆみ、寺田昌弘、瀧口友里奈の各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。また、当行は、谷崎勝教氏が取締役を選任された場合には、東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として独立役員届出書を提出する予定であります。
- 当行は、社外取締役の独立性については、東京証券取引所が示す独立性判断基準等を考慮して判断しています。

■取締役候補者のスキルマトリックス

		五味 廣文	川島 克哉	畑尾 勝巳	寺澤 英輔	早崎 保浩	道 あゆみ	寺田 昌弘	瀧口 友里奈	谷崎 勝教
経営実務	企業・団体経営		○	○	○	○	○			○
	ベンチャー企業経営		○							
金融実務	投融資業務	○	○	○	○	○		○		○
	証券・金融市場業務		○	○	○			○		○
	海外金融			○		○		○		
	財務・リスク管理	○	○	○	○	○		○		
関連有用 領域実務	IT・デジタル		○							○
	消費者向け事業		○							
	不動産事業							○		
	マスメディア								○	
経営・金融関連 の体系的知識	法務・ガバナンス	○		○		○	○	○		
	IR・広報								○	
	人事労務・人権擁護			○			○	○	○	
	ダイバーシティ						○		○	
	関連行政経験	○				○				

第2号議案

監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役1名が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

あ か ま つ い く こ
赤 松 育 子

再 任

社 外

独 立

生年月日

1968年2月27日（55歳）

所有する当行株式の数

普通株式0株

在任年数

4年

取締役会への出席状況

13／13回（100％）

監査役会への出席状況

12／12回（100％）

略歴、当行における地位

1995年 1月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
2010年12月 学校法人産業能率大学総合研究所経営管理研究所主任
研究員
2018年 8月 株式会社トップス社外取締役（現任）
2019年 4月 学校法人産業能率大学総合研究所経営管理研究所主幹
研究員
2019年 6月 当行社外監査役（現任）
2019年 7月 日本公認会計士協会理事（現任）
2020年 6月 株式会社カワチ薬品社外取締役
2020年 6月 東洋製罐グループホールディングス株式会社社外監査役（現任）
2022年 6月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社社外取締役（現任）
2023年 4月 株式会社iCARE社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

公認会計士、公認不正検査士
日本公認会計士協会理事
株式会社トップス社外取締役
東洋製罐グループホールディングス株式会社社外監査役
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社社外取締役
株式会社iCARE社外監査役

社外監査役候補者とした理由

赤松育子氏につきましては、公認会計士及び公認不正検査士としての専門的な知識・経験に加え、コンプライアンス、ガバナンス等に関する知見及びそれらに基づくコンサルタントとしての豊富な経験を引き続き当行監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものです。

なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。

- (注) 1. 「取締役会への出席状況」は、2022年4月から2023年3月末までに開催された取締役会について記載しております。「監査役会への出席状況」は、2022年4月から2023年3月末までに開催された監査役会について記載しております。
2. 監査役候補者の「略歴、当行における地位」において「現任」の記載がないものについては、全て退任しております。
3. 監査役候補者の赤松育子氏は銀行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しております。
4. 候補者と当行との特別の利害関係について
監査役候補者の赤松育子氏は、SBIホールディングス株式会社及びSBI地銀ホールディングス株式会社により提案のあった当行の株式に対する公開買付け及び当行の非公開化に関する取引に関し、当行において2023年3月9日付で設置された特別委員会の委員に就任しておりましたが、同氏による役務提供は、委員に就任することに関し締結した委任契約に基づき、当行の取締役会が当該取引に関して特別委員会に諮問する事項を総合的に検討し、検討結果を特別委員会の意見として取締役会に提供するものであり、同氏は会社法第2条第16号イに定める「使用人」にはあたらないと判断しております。また、同委任契約に基づく役務提供は当該取引に関する臨時のものであり、契約期間中の報酬総額は1,000万円未満であることから、独立性に影響を与えるものではありません。
5. 責任限定契約の内容の概要について
監査役候補者の赤松育子氏は、当行と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。その内容の概要は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、同氏が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。同氏の再任が承認された場合、当行は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当行は、監査役候補者の赤松育子氏を含む現任の全ての監査役を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の概要等は事業報告54頁をご参照ください。
7. 赤松育子氏は社外監査役候補者であります。
8. 社外監査役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該事実発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為について該当事項はありません。
- (2) 社外監査役候補者が過去5年間に他の株式会社の執行役又は取締役、監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について該当事項はありません。

- (3) 現に当行の監査役である者が社外取締役及び監査役に就任してからの年数について
赤松育子氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって4年であります。
9. 当行は、株式会社東京証券取引所に対して、赤松育子氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
当行は、社外監査役の独立性については、東京証券取引所が示す独立性判断基準等を考慮して判断しています。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

現任の社外監査役以外の監査役の補欠としての補欠監査役である幡野浩之氏から、本定時株主総会終結時をもって補欠監査役を辞退したいとの申し出がありましたので、第20期定時株主総会の決議に基づき、監査役会の同意を得て、本定時株主総会終結時をもって同氏の補欠監査役選任の取消しを行う旨、取締役会において決議いたしました。

つきましては、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。候補者盛永浩行氏は、当行の社外監査役以外の監査役の補欠としての補欠監査役候補者といたします。また、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消することができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



生年月日

1968年9月15日（54歳）

所有する当行株式の数

普通株式 0 株

略歴、当行における地位

1991年 4月	株式会社日本長期信用銀行（現株式会社SBI新生銀行）入行
2003年 9月	クレジット・プライシング・コーポレーション取締役
2013年 4月	株式会社新生銀行（現株式会社SBI新生銀行）入行
2014年 6月	当行法人営業統轄部統轄次長
2015年 5月	当行法人企画部統轄次長
2017年12月	当行グループポートフォリオリスク管理部セクションヘッド
2022年 4月	当行グループポートフォリオリスク管理部統轄次長
2023年 5月	当行監査役室長（現任）

補欠監査役候補者とした理由

盛永浩行氏につきましては、銀行業務に関する知識及び経験を有しており、当行の社外監査役以外の監査役に適任であると判断し、補欠監査役の候補者として、選任をお願いするものです。

- (注) 1. 補欠監査役候補者の盛永浩行氏は銀行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しております。
2. 候補者と当行との特別の利害関係について
候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
3. 当行は、現任の全ての監査役を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しており、補欠監査役候補者の盛永浩行氏が監査役に就任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の概要等は事業報告54頁をご参照ください。

以 上

【ご参考情報】

1. 取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当行では、経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名について、当行の定める社内規程に基づき、最終的に取締役会が決定しています。詳細については以下のとおり。

- ・取締役候補者：取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を重視し、当行の規模を踏まえ、指名・報酬委員会で審議の上、取締役会において決定しています。
- ・監査役候補者：当行取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を持っていること等を踏まえ、監査役会の同意を得て決定しています。

2. 独立社外取締役の独立性判断基準

当行は、社外取締役の独立性については、東京証券取引所が示す独立性判断基準等を考慮して判断しています。

3. 取締役会の実効性に関する評価・分析の状況について

当行は、取締役会の機能向上を図るため、取締役会全体に対する実効性評価・分析を定期的に行うことと定めております。

2022年度も、昨年同様以下の概要で自己評価を実施しました。

- (1) 目的：取締役会が自らに求められる役割・責務を果たしているかを自己評価し、PDCAサイクルを回すことにより、その機能向上に役立てること
- (2) 分析・評価対象：取締役会の活動及び当該活動を効率的・効果的に行うための運営・支援体制
- (3) 実施主体：取締役会出席者全員（取締役、監査役計12名）による評価。例年同様、監査役のみを対象とした質問も実施
- (4) 分析・評価項目：取締役会での議論の内容、執行側による取締役会の運営、取締役会の構成・多様性、執行側からの取締役会への情報提供、ストラテジーセッションでの議論の内容、執行側によるストラテジーセッションの運営、コミュニケーション、取締役会実効性第三者評価、親法人取引諮問委員会、指名・報酬委員会、監査役からの評価

(5) 分析・評価手段：取締役会議長の指示に基づき取締役会事務局によるアンケート調査（選択回答及び自由回答）

(6) 結果のフィードバック：選択結果及び自由回答を取締役に報告

アンケート結果は以下のとおり。

① 取締役会での議論の内容

中長期的なビジネスビジョン、企業価値向上及び持続的成長のためのビジネスモデルに関する建設的な議論を通じ、企業価値の向上や持続的成長に貢献していることは概ねなされているとの評価であったものの、それらの議論のための時間は必ずしも十分ではなく、適切なテーマを選定した上でより深い議論が必要との意見を踏まえて運営の改善を図っていくことを確認しました。

② ストラテジーセッションの有効性

今年度のストラテジーセッションは、中期経営計画の進捗、ビジネス戦略及び経営基盤戦略とその進捗状況などを中心としたテーマで議論を行いました。これらのテーマは経営課題や持続的成長のためのビジネスモデルに重点をおいた適切なものであったと一定の評価を得られたことから、当行グループの中長期的なビジネス戦略を検討していく上で有効であることが確認できたため、今後も適切なテーマを選択し、本セッションが有益な議論の機会となるよう取り組みたいと考えています。

③ 取締役会の構成・多様性

ジェンダー・年齢・国際性を含む多様性に関しては、国際性について偏りがあるとの声も一部あるものの、スキルや経験を含めた広義の多様性という観点では、「適切」「概ね適切」との評価であることを確認しました。

④ 執行側による取締役会及びストラテジーセッションの運営

取締役会については、説明省略議案の選定、資料に関する事前の質問受付け等による運営効率化の取り組みを行う中で、重要な議題が網羅され、重要な審議に十分な時間が配分されているなどメリハリの効いた運営であったと一定の評価は得られました。また、ストラテジーセッションについては、所要時間や開催頻度について検討する必要があることを確認しました。

⑤ 執行側から取締役会への情報提供

会議資料や執行側の説明については、概ね適切であることが確認できた一方、取締役会への情報提供については、情報が不十分なトピックスや取締役会にとって有益な情報を、取締役会やストラテジーセッション等を含め提供できるような機会を設けるよう努めたいと考えています。

⑥ コミュニケーション

社外役員間の情報共有等については、良好な環境であるとともに、社外役員のみで構成するエグゼクティブセッションの有効性についても確認しました。他方、取締役会への主要なステークホルダー（お客様、株主、従業員等）に関する情報のフィードバックについては、「概ね適切であるが引き続き改善が必要」との回答も半数程度あったことから、内容の充実等に努めていくことを確認しました。

⑦ 第三者による実効性評価の実施

第三者による実効性評価については、「実施が必要」との回答はなく「中長期的には検討した方が良い」「検討不要」との回答であったことから今すぐ実施の必要性は高いと感じられないものの、継続し検討していく事項であることを認識しました。

⑧ 親法人取引諮問委員会及び指名・報酬委員会

今年度、1月末までに親法人取引諮問委員会は14回、指名・報酬委員会は6回開催。指名・報酬委員会は、構成や運用面において高い評価であった一方、親法人取引諮問委員会の運営面については、設置当初よりは改善しているものの、所要時間が長く、資料の面でも改善の余地があることが確認できたことから、資料の工夫と併せてより効率的な運営を目指してまいります。

⑨ 監査役を対象にした質問

全般として取締役は期待されている責務を適切に遂行しているとの監査役による評価を確認しました。

同アンケートの結果から、全般的には一定程度の高い評価であったことから効率性・実効性については、概ね確保できていると評価しています。その他、会議や運営に関する提案や意見もあり、その点については取締役会の意向も確認しながら検討、対応を行い、更なる取締役会の実効性及び機能の向上に取り組んでまいります。

詳細についてはこちらをご覧ください。



トップページ > 企業・IR > SBI新生銀行について > ガバナンス

第23期（2022年4月1日から 2023年3月31日まで）事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【事業内容の概要】

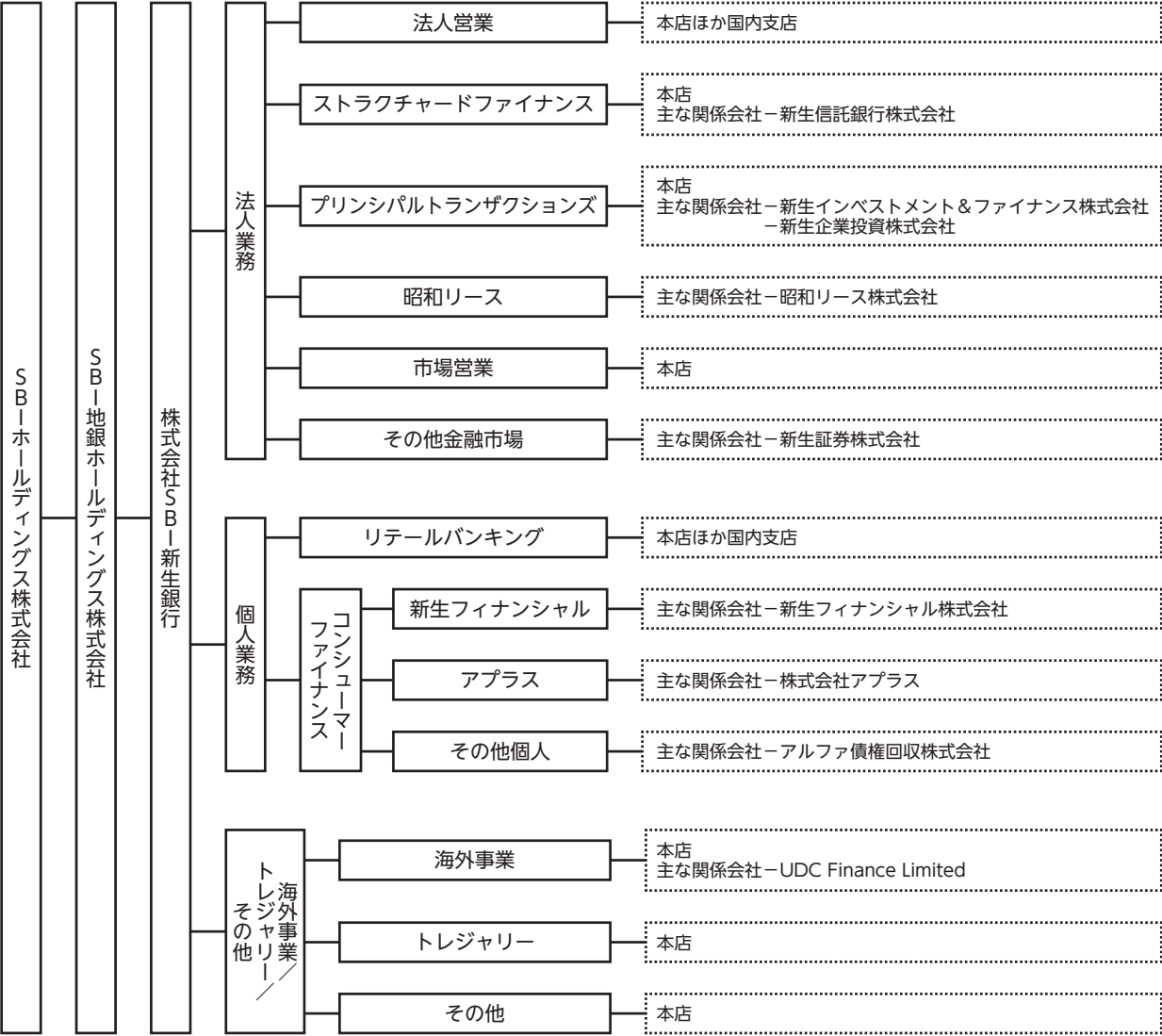
当行グループ（2023年3月31日現在、当行、子会社135社（うち株式会社アプラス（以下「アプラス」）、昭和リース株式会社（以下「昭和リース」）、新生フィナンシャル株式会社（以下「新生フィナンシャル」）、新生信託銀行株式会社及びUDC Finance Limited等の連結子会社84社、非連結子会社51社）、及び関連会社43社（MB Shinsei Finance Limited Liability Company等の持分法適用会社43社）により構成）は、『法人業務』、『個人業務』及び「海外事業」を通じて、お客さまへの幅広い金融商品・サービスを提供しています。『法人業務』、『個人業務』及び「海外事業」は、それぞれが提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されており、各セグメントにおける当行及び関係会社の位置付け等は次のとおりとなっております。

『法人業務』の「法人営業」セグメントは事業法人、公共法人、金融法人向けの金融商品・サービス、アドバイザー業務、ウェルスマネージメント業務等を、「ストラクチャードファイナンス」セグメントはノンリコースローン等の不動産金融業務、プロジェクトファイナンスやスペシャルティファイナンス（M&Aファイナンス等）に関する金融商品・サービス、ヘルスケア施設及びヘルスケア事業者を対象とする金融商品・サービス、信託業務を、「プリンシパルトランザクションズ」セグメントはプライベートエクイティ業務や事業承継業務、クレジットトレーディングに関連する金融商品・サービス等を、「昭和リース」セグメントはリースを中心とする金融商品・サービスを提供しております。「市場営業」セグメントは、外国為替、デリバティブ、その他のキャピタルマーケット業務を、「その他金融市場」セグメントは、新生証券株式会社による証券業務等を提供しております。

『個人業務』の「リテールバンキング」セグメントは個人向けの金融取引・サービスを、「新生フィナンシャル」セグメントは無担保カードローン及び信用保証業務（新生フィナンシャル、SBI新生銀行カードローン エル、レイク）を提供しております。「アプラス」セグメントはショッピングクレジット、カード、ローン、ペイメント業務を提供しております。また、『個人業務』の「その他個人」には、その他子会社の損益が含まれております。

『海外事業／トレジャリー／その他』の「海外事業」セグメントには当行グループの海外連結子会社・海外関連会社の大半が含まれ、これらを通じて主に小口ファイナンスの提供を行っております。「トレジャリー」セグメントにはALM業務、資本性を含む資金調達業務、債券等による市場性運用に係る損益が含まれております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



【金融経済環境】

当事業年度における世界経済は、世界的な物価上昇圧力の高まりや、高進する物価を抑制するための急速な金融引き締めの進展等により、成長ペースが鈍化したとみられます。日本経済は、物価上昇が消費の回復の重石となった一方で、インバウンド需要の回復や、社会・経済活動の正常化に向けた動きが進展したこと等により、緩やかな成長が続いたとみられます。

米連邦準備制度理事会（FRB）は、2022年3月に利上げを開始して以降、政策金利を急速なペースで引き上げました。2023年3月の米連邦公開市場委員会（FOMC）では、米国銀行の経営破綻に伴う不確実性の高まりのもとでも、0.25%の利上げを継続し、フェデラルファンド金利の誘導目標は4.75%～5.00%となりました。一方、日本銀行は、大規模な金融緩和政策を維持していましたが、2022年12月の金融政策決定会合において、長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）の運用見直しを決定し、長期金利（10年国債利回り）の変動幅を、従来の±0.25%程度から±0.5%程度に拡大しました。

金融市場を概観しますと、債券市場では、2022年3月末時点で2.3%程度であった米国の長期金利（10年債利回り）は、米国内の根強いインフレの抑制に向けて、FRBが急速な金融引き締めを進めるもと、2022年10月にかけては上昇基調で推移し、一時4.2%を上回りました。その後は、米国の雇用・物価情勢や米欧の金融システム不安の台頭、それを受けた金融政策の先行きに対する見方の変化に伴って、米国の長期金利は上下に変動し、2023年3月末には3.5%程度となりました。一方、国内の長期金利は、0.25%程度を上限とした推移が続きましたが、2022年12月の日本銀行の長短金利操作の運用見直しを受けて、0.5%程度まで上昇しました。2023年3月には、米欧の金融システム不安の台頭により、国内の長期金利も低下し、2023年3月末には0.3%台となりました。

為替市場では、対米ドルの円相場は、FRBによる政策金利の大幅な引き上げ等を背景に、急速な円安・米ドル高が進行し、2022年10月には一時150円超となりました。その後は、米国の長期金利低下や日本銀行による長短金利操作の運用見直し等を背景に、円高・米ドル安基調に転じ、2023年以降、円は一時120円台まで増価しました。2023年3月にかけては、やや円安・米ドル高方向に戻して、2023年3月末には133円台（2022年3月末比約11円の円安・米ドル高）となりました。対ユーロでは、欧州経済の悪化懸念がユーロ安要因となったものの、欧州中央銀行による大幅な利上げの実施や、金融引き締めの長期化観測がユーロ高要因となり、概ね円安・ユーロ高方向の推移となりました。ユーロ・円は2023年3月末には144円台（同比約9円の円安・ユーロ高）となりました。

株式市場では、世界的な金融引き締めに伴い、米国を中心に概ね弱含みで推移しましたが、日本の株式相場は、企業業績の改善等もあり、一進一退ながら底堅く推移しました。

【企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果】

SBI新生銀行グループは、2022年度から2024年度を対象期間とする中期経営計画「SBI新生銀行グループの中期ビジョン」を策定しており、以下3つの基本戦略を掲げております。

基本戦略1：グループ内外の価値共創の追求

基本戦略2：強みの深化とフルラインナップ化

基本戦略3：事業を通じたサステナビリティの実現

中期経営計画の初年度における各ビジネス分野の取り組み状況は以下のとおりです。

法人のお客さまに関する業務

■法人業務

主な業務内容

・法人営業

事業法人、公共法人、金融法人向けの金融商品・サービス、アドバイザリー業務、ウェルスマネージメント業務等

・ストラクチャードファイナンス

ノンリコースローン等の不動産金融業務、プロジェクトファイナンスやスペシャルティファイナンス（M&Aファイナンス等）に関する金融商品・サービス、ヘルスケア施設及びヘルスケア事業者を対象とする金融商品・サービス、信託業務

・プリンシパルトランザクションズ

プライベートエクイティ業務や事業承継業務、クレジットトレーディングに関連する金融商品・サービス等

・昭和リース

リースを中心とする金融商品・サービス

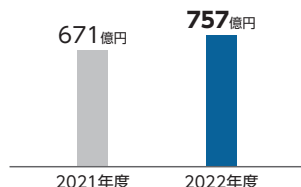
・市場営業

外国為替、デリバティブ、その他のキャピタルマーケット業務

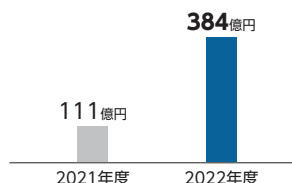
・その他金融市場

新生証券株式会社による証券業務等

業務粗利益



与信関連費用加算後実質業務純益



《個別戦略》

法人ビジネスは、次の4点の目標を実現するため、事業法人向け、機関投資家向け、金融法人向けに以下に掲げる取り組みを実行しております。中期ビジョンの初年度となる当年度は、法人ビジネス全体において経営トップをはじめ役員による営業活動量を大幅に増加させております。

- ・ 顧客中心主義の徹底による顧客基盤の拡大
- ・ SBIグループとの連携によるフルラインナップの商品提供
- ・ 機関投資家向けビジネスにおける強みの一層の強化
- ・ 地域金融機関のプラットフォーマーとして地域経済・企業の活性化に貢献

1. 事業法人向けビジネス

経営陣が主導する積極的な営業をはじめとした、顧客接点の増大による新規顧客の開拓と既往先との取引深耕により、営業資産および収益は大きく拡大いたしました。

SBIグループとの連携を強化し、ベンチャー企業及びその企業オーナーのお客さまに対するファイナンスに注力しております。この分野は特にSBIグループとのシナジー効果が望める分野と考えており、引き続き連携を深化・加速して相互のお客さまの紹介や良質な顧客基盤の拡大につなげてまいります。

また、お客さまが成長ステージにおいて抱える様々な経営課題の解決のため、SBIグループと一体となって最適なソリューションの提供に取り組んでおります。SBIグループの出資先に対して当行がローンを実行する等のグループ一体となった支援が複数実現しております。

ビジネス活動を通じたサステナビリティを実現するべく、様々なタイプのサステナブルファイナンスに取り組んでおります。当年度には、法人ビジネス全体で従来から取り組んでいるグリーンローン、ソーシャルローン、サステナビリティ・リンク・ローンに加えて、新たにトランジション・リンク・ローン、ポジティブ・インパクト・ファイナンスも案件が成約しており、合計で4,513億円のファイナンスを実行いたしました（お客さまのフレームワークに準拠したファイナンスを含む）。引き続き、脱炭素に向けたプロセスとして注目の高まっているトランジションファイナンスについては、営業部内に設置した専門部署が中心となって取り組みを加速させてまいります。

2. 機関投資家向けビジネス

再生可能エネルギー領域を中心とするプロジェクトファイナンスへの取り組みを引き続き強化しており、従来の太陽光発電プロジェクトに加えて、陸上風力やバイオマス発電についても注力しております。ファイナンスの組成に際しては地元金融機関の他、多くの地域金融機関との協働を推進することで、機関投資家向けビジネスの拡大および金融分野における地域経済の活性化への貢献を進めております。また、地方創生の視点も踏まえ、グリーン（再生可能エネルギー）、ソーシャル（ヘルスケア等）の両面において地域金融機関と連携してのサステナブルファイナンスの提供にも取り組んでおります。SBIグループとの連携による投融資機会の拡大も推進しており、当年度にはLBOファイナンスの分野において複数のLP（リミテッド・パートナー）出資へのコミットを行っており、出資を契機としたSBIグループと共同での投融資機会についても追求してまいります。

3. 金融法人向けビジネス

地域金融機関のプラットフォームを目指し、当行グループの強みであるストラクチャードファイナンス、サステナブルファイナンス、ローンシンジケーション等の積極的な推進を通じて、地域金融機関との連携を強化しております。連携の効果として新たに複数の融資協調案件が成約・実行されている他、ストラクチャードファイナンス分野でのトレーニー受入等を通じて相互のノウハウを共有し、連携の深化に向けて案件協調を活性化しております。また、SBIグループとの協業を通じて、当行グループのみならずSBIグループも含めた機能提供に関する協議を進めております。

地域金融機関が抱える経営課題へのソリューション提供、商品性の高度化のサポートの一つとして、当行グループのアプラスが提供する金融プラットフォーム機能「BANKIT®（バンキット）」、同じく新生フィナンシャルによる信用保証提携を推進し、複数の地域金融機関において導入決定に至っております。引き続き、地域金融機関、SBIグループ、当行グループが三位一体となって地方創生の具現化を推進する「トライアングル戦略」構想に基づき、これらの投融資における連携、グループ機能提供等においてより一層の協業を推進してまいります。

個人のお客さまに関する業務

■個人業務

主な業務内容

・リテールバンキング

円預金・外貨預金、仕組預金、投資信託、住宅ローン、提携先を通じた仲介業務、提携先を通じた保険商品など、個人向けの金融取引・サービス

・新生フィナンシャル

無担保カードローン及び信用保証業務（レイク、ノーローン、SBI新生銀行スマートカードローン エル、SBI新生銀行カードローン）

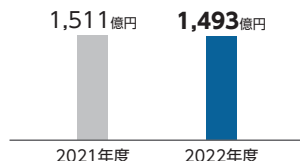
・アプラス

個別信用購入あっせん、クレジットカード、信用保証、融資及び集金代行サービス

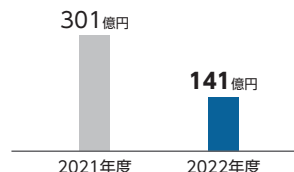
・その他個人

コンシューマーファイナンス本部機能及びその他の子会社

業務粗利益



与信関連費用加算後実質業務純益



《個別戦略》

個人ビジネスは、個別戦略として「顧客中心主義の徹底による、顧客の立場に立ったサービスの提供」「SBIグループとの連携によるフルラインナップの商品提供」「テクノロジーの活用による顧客利便性の高いサービスの提供」の3つを掲げており、以下に掲げる取り組みを実行しております。

1. 小口ファイナンス

小口ファイナンスは、子会社である新生フィナンシャル、アプラスを中心としてビジネスを推進しております。

新生フィナンシャルを中心として提供する無担保ローンは、SBIグループの顧客基盤の活用、UI/UXの改善、ブランド認知の強化による無担保ローン顧客拡大、地域金融機関への信用保証事業の拡大、および事業法人との連携強化に取り組んでおります。主力商品である「レイクALSA」についてはブランド名を「レイク」に変更するとともにブランドロゴを刷新し、Webサイトや公式アプリ「レイクアプリ」についてもデザインの刷新や新機能の追加など、リニューアルを実施しました。また、プロゲーミングチーム「SBI e-Sports」を運営する SBI e-Sports株式会社との提携や新タレントの起用によるクリエイティブの刷新など、SBIグループとしてのシナジーの追求やブランドの認知強化に向けた取り組みを実施しました。地域金融機関との連携については、既存の提携先との連携を強化したほか、SBIグループが持つネットワークを活用した新たな地域金融機関との連携に向けて取り組んでおります。

アプラスにおいては、ショッピングクレジット、クレジットカード、ペイメントなどを提供しており、グループ機能・提携先を有効活用したクレジットカードの会員獲得、ショッピングクレジット顧客の拡大に取り組んでおります。新たな提携先とのショッピングクレジットの提供やクレジットカードの発行のほか、株式会社SBI証券と連携し、アプラスが発行する所定のクレジットカードを使って投資信託の積み立てができる「フレカ積立」のサービスも開始しました。また、ネオバンク・プラットフォーム「BANKIT®」においては、サービスを強化するため、これまでの「エンベデッド・プラン」に加えて新たに「ホワイトラベル・プラン」の提供を開始し、お客さまがBANKIT®をより低コスト・短期でご利用できる環境を整えました。さらに、顧客基盤の拡大や新たな事業展開による成長を目指して、関西電力グループでリフォームローンなどを手掛けてきた株式会社クリアパスの株式を取得し子会社としました。

2. リテールバンキング

リテールバンキングは、SBIグループ内／当行グループ内での相互送客による規模（口座数、預金量）の拡大、SBIグループとの連携による商品ラインナップの拡充、リアルチャネルの最適化（SBIグループとの共同店舗他）とネットチャネル（アプリなど）の高度化による顧客満足度の向上に取り組んでおります。また、アプラス、新生フィナンシャルなどの当行グループ各社、SBIグループ各社、さらには外部との価値共創を推進しております。

当行は、マネックス証券株式会社との金融商品仲介業務、株式会社SBI証券との金融商品仲介業務及び銀行代理業のサービスを提供し、お客さまが当行のWebサイトや店舗でマネックス証券株式会社もしくは株式会社SBI証券の証券総合口座を開設することで、各社が取り扱うさまざまな金融商品・サービスの利用を可能としました。また、株式・投資信託・保険・住宅ローンなどの多種多様な金融商品と専門的なアドバイスをワンストップで提供するSBIマネープラザ株式会社と共同店舗「SBI新生銀行マネープラザ」を池袋、梅田、銀座に開設し、当行とSBIマネープラザ株式会社が協働して行う対面コンサルティング営業による質の高いアドバイスを通じて、株式会社SBI証券が提供する多様な金融商品・サービスの利用を可能としました。その他にも、口座をお持ちのお客さま向け優遇サービス「ステップアッププログラム」のリニューアルや定期預金金利の大幅な引き上げ、ATM手数料の全面無料化、SBI新生銀行アプリのリニューアルなど、お客さまの利便性と満足度の向上に資する取組みを通じて、口座数や預金量を大きく拡大しました。

3. 住関連ローン

住関連ローンは、競争力のある商品提供による顧客基盤の拡大、SBIグループとの連携によるオペレーション効率化に取り組んでおります。また、当行グループ各社、SBIグループ各社および外部との相互送客、他社比競争力のある商品設計、債権管理や業務運営のノウハウをグループ内で共有することによる効率的かつ効果的な業務フローやサービスの向上を目指しております。

当行の住宅ローンは、これまでも事務取扱手数料定額型の商品や保証料が原則不要といったサービス等を提供しておりますが、昨今の海外各国の政策金利の利上げ、円安の進行、それらを背景とした物価高など環境の変化によって、毎月の生活費を少しでも抑えたいというお客さまのニーズの高まりにお応えするため、新規借入や借換のお客さまを対象として金利・事務手数料優遇キャンペーンを実施しました。また、新たにSBIマネープラザ株式会社への銀行代理業の委託を開始するなど、お客さまのさまざまなニーズにお応えするべく、商品・サービスを拡充しました。

(海外業務)

《個別戦略》

海外ビジネスは、個別戦略として「アジア・パシフィック等の地域において、フィンテックを駆使した金融サービスの提供により、ノンバンクに強みを有する銀行グループとしての存在感を確立」「SBIグループとの連携により、ノンオーガニックの成長機会を拡大し、海外ビジネスをSBI新生銀行グループの主要ビジネスの一つにする」の2つを掲げております。

当年度はニュージーランド所在のUDC Finance Limitedの業績が堅調に推移したほか、同社が現地のディーラーグループのファイナンス事業を買収するなど、収益基盤の強化も図っております。また新たな事業基盤拡大を獲得すべく、SBIグループ及びその出資先等の組織的能力を活用する等連携も進め、成長著しいアジア・パシフィック地域を主なターゲットとして、小口ファイナンスビジネスを中心に企業買収や事業機会の発掘に引き続き取り組んでおります。また、海外人材育成のため、海外出資先やSBIグループへの若手トレーニーや出向者派遣、新生フィナンシャルなど国内子会社との人材交流等を推進しております。

(財務基盤)

当事業年度末には、バーゼルⅢ（国内基準）ベースでの連結自己資本比率は10.24%となり、引き続き十分な水準を確保しております。

当行では、中期ビジョン（2024年度末に目指す姿）の一つとして、「公的資金返済に向けた道筋を示す」という目標を掲げております。その実現のため、中期ビジョンでは株主還元方針について、「事業戦略の実践による収益力の向上を最優先する」としてしております。また、2023年3月30日には、当行株式の希薄化懸念の低減および流通株式比率向上のために、保有する自己株式54百万株の消却を実施しております。

今後の株主還元政策については、収益動向等の経営成績やその将来の見通し、安全性や内部留保とのバランス、各種規制等に留意して運営してまいります。

連結コア自己資本比率（バーゼルⅢ、国内基準）



（業績）

以上のような事業経過のもと、当事業年度の連結決算における経常収益は4,218億円（前事業年度比485億円増加）、経常費用は3,697億円（同比246億円増加）、経常利益は521億円（同比238億円増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は427億円（同比223億円増加）となりました。また、当行グループの当事業年度における経営管理上のセグメント利益の合計は565億円（同比255億円増加）となりました。

セグメント別の業績

（法人業務）

業務粗利益は、貸出残高増加に伴う利息収入の増加に加えて、法人営業やストラクチャードファイナンスでの融資手数料の増加や、デリバティブ関連収益の増加等もあり、前事業年度に比べて増加しました。与信関連費用は、主にストラクチャードファイナンスで大口案件の貸倒引当金繰入が生じず、貸倒引当金戻入益の計上があったことから、前事業年度に比べて減少しました。その結果、セグメント利益は前事業年度に比べて増加しました。

（個人業務）

「リテールバンキング」

セグメント損益は、預金利息の増加や、資産運用商品の販売関連収益の減少等により、前事業年度に比べて減少となりました。

「コンシューマーファイナンス」

業務粗利益は、レイク事業の利回り低下による利息収入の減少等があったものの、アプラスのショッピングクレジットの取り扱いの増加等により、前事業年度に比べてほぼ横ばいとなりました。与信関連費用は、無担保カードローン事業において、前事業年度は新型コロナウイルス感染症関連の給付金による償却減少があった一方で、当事業年度は貸出残高の増加やカードローン市場の信用状況の悪化がみられたこと、およびアプラスにおいて、営業債権残高が増加したこと等により、前事業年度に比べて増加しました。その結果、セグメント利益は前事業年度に比べて減少しました。

（海外事業／トレジャリー／その他）

業務粗利益は、市場性運用業務での配当収益の増加や、前事業年度に計上した国債等債券売却損の反動等により、前事業年度に比べて増加しました。与信関連費用は、前事業年度に計上した貸倒引当金戻入益の反動等があり、前事業年度に比べて増加しました。その結果、セグメント利益は前事業年度に比べて増加しました。

セグメント別の業績は以下のとおりとなりました。

(単位：百万円)

	2022年度（当期）							
	法		人		業		務	
	法 人 営 業	ストラクチャー ドファイナンス	プリンシパルトラン ザクションズ	昭 和 リ ー ス	市 場 営 業	そ の 他	金 融 市 場	
業 務 粗 利 益	20,109	25,462	7,982	15,500	6,255	475		
資 金 利 益 （△は損失）	13,951	15,482	6,604	202	85	11		
非 資 金 利 益 （△は損失）	6,157	9,980	1,377	15,297	6,169	463		
経 費	13,421	11,334	4,739	11,839	1,998	1,573		
与 信 関 連 費 用 （ △ は 益 ）	816	△8,633	375	△127	－	△7		
セグメント利益 （△は損失）	5,871	22,762	2,868	3,787	4,256	△1,091		

	個 人 業 務				海外事業／トレジャリー／その他			合 計
	リ テ ー ル バンキング	コンシューマーファイナンス			海外事業	トレジャリー	そ の 他	
		新生フィナンシャル	ア プ ラ ス	その他個人				
業 務 粗 利 益	23,855	61,177	62,152	2,127	14,249	1,038	△104	240,281
資 金 利 益 (△は損失)	17,049	61,324	7,413	815	7,929	7,890	0	138,761
非 資 金 利 益 (△は損失)	6,805	△147	54,739	1,312	6,319	△6,852	△104	101,519
経 費	26,789	36,021	41,235	2,635	6,836	2,481	758	161,665
与 信 関 連 費 用 (△ は 益)	△75	14,331	14,980	△716	1,071	－	51	22,067
セグメント利益 (△は損失)	△2,858	10,824	5,936	208	6,340	△1,443	△914	56,547

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

【企業集団が対処すべき課題】

1. SBI新生銀行グループ経営の全体戦略

SBI新生銀行グループは、今後の目指すべき方向として、2022年度から2024年度を対象期間とする中期経営計画「SBI新生銀行グループの中期ビジョン」を策定しております。

SBI新生銀行グループの中期ビジョン（以下「中期ビジョン」）は、2021年12月にSBIグループ入りした当行グループが、その一員として、SBIグループの事業構築の普遍的な基本観をベースとして、実現を志向する3つの「2024年度末に目指す姿」と、その達成のための3つの「基本戦略」で構成されております。

中期ビジョン（2024年度末に目指す姿）

1. 連結純利益700億円の達成と更なる成長への基盤の確立
2. 先駆的・先進的金融を提供するリーディングバンキンググループ
3. 公的資金返済に向けた道筋を示す

中期ビジョン実現のための戦略

～SBIグループの事業構築の普遍的な基本観～

1. 「顧客中心主義」の徹底～公益は私益に繋がる～
2. 「企業生態系」の形成とシナジーの徹底追求
3. 革新的技術に対する徹底的な信奉
4. 近未来を予見した戦略の策定と遂行



基本戦略 1

グループ内外の
価値共創の追求



基本戦略 2

強みの深化と
フルラインナップ化



基本戦略 3

事業を通じた
サステナビリティ
の実現

(1) 中期ビジョンの3つの目指すべき姿

① 連結純利益700億円の達成と更なる成長への基盤の確立

SBIグループ入りしたことにより、新たなステージに入った当行グループの収益力向上を図り、2024年度には連結当期純利益700億円の達成を目指します。

この目標を達成するために、顧客中心主義を徹底し、グループ内外の価値共創機会の追求、SBI新生銀行グループが持つ強みの深化・フルラインナップ化などを通じた顧客基盤の拡大を図り、それを商品・サービスの質の向上に転化することで、成長の基盤を確立してまいります。

なお、財務目標（KPI）として、収益力を測る当期純利益の他、顧客基盤を測る顧客数（SBI新生銀行リテール口座数）、財務基盤を測る預金量（リテールおよび法人）と営業性資産（市場性運用を含む）、さらに、健全性を表す指標としてCET1比率について、それぞれ目標を定めております。

		2024年度 計画
顧客基盤	顧客数 (SBI新生銀行リテール口座数)	380万
	預金量 (リテールおよび法人)	8.0兆円
財務基盤	営業性資産 (市場性運用を含む)	10.0兆円
	連結純利益 (SBI新生銀行株主帰属)	700億円
収益力		
健全性	CET1比率	10%以上を目途とする

② 先駆的・先進的金融を提供するリーディングバンキンググループ

他者に先駆けるスピード感と起業家精神を持って、先進的技術を取り入れながら商品・サービス・機能を提供するリーディングバンキンググループを目指してまいります。そのために、今後は、SBIグループの金融生態系が有する顧客基盤、知見・ノウハウを、SBI新生銀行グループのビジネスに徹底的に取り込むことで、目指す姿の実現に向けた礎を構築してまいります。

③ 公的資金返済に向けた道筋を示す

公的資金の返済は、SBI新生銀行グループにおける最重要課題の一つであり、2024年度までに返済に向けた道筋や方向性を示すことができるよう、少数株主保護を前提に、政府・その他関係者の理解を得るべく、SBIグループと連携してこれに取り組んでまいります。

公的資金返済に向けた道筋を示すには、返済原資や企業価値の源泉である収益力の向上が不可欠であると認識しております。事業戦略の観点からは、SBIグループ入りを通じて得られたSBIグループの機能や顧客基盤を活用しつつ、中期ビジョンで示す各種戦略を着実に遂行することで、顧客基盤の拡大や収益力の大幅かつ持続的な向上を実現してまいります。株主還元の観点からは、事業戦略の実践による収益力の向上を最優先するため、従前の株主還元方針は見直して、事業基盤拡充と収益力強化のための資本活用や利益の内部留保をより重視した運用としてまいります。

(2) 中期ビジョンの3つの基本戦略

基本戦略1：グループ内外の価値共創の追求

「価値共創」（オープン・アライアンス）という概念を、「SBIグループ各社との価値共創」、「SBI新生銀行グループ内での価値共創」、「グループ外との価値共創」、更に「ノンオーガニックな出資・買収」も含めた広義の連携と再定義いたしました。その上で、これらの価値共創によりシナジーを創出し、顧客基盤拡大と収益力向上を通じて躍進的な成長を実現してまいります。

SBIグループ各社との価値共創

- SBIグループ各社との相互送客、機能補完、リソースの共有
- SBIグループの地域金融機関ネットワークを活用した商品・サービス・機能の提供
- 共通するビジネス・間接機能のSBIグループとの統合・一本化

SBI新生銀行グループ内での価値共創

- 徹底的に顧客の立場に立った商品・サービス・機能の提供、顧客利便性を向上する為のグループ内の連携強化
- 顧客接点の刷新やチャネルの拡大等、顧客基盤を拡大する為のグループ内の連携強化

グループ外との価値共創、ノンオーガニックな出資・買収

- 非金融領域を含めたパートナーとの機能連携による顧客利便性の向上、顧客基盤の拡大およびノウハウと経験の蓄積
- 既存のグループ外との連携案件の本格化・収益化による成長ドライバーへの進化

- 国内にとどまらず成長著しいアジア・パシフィック地域をメインターゲットとするノンバンク領域を中心とした出資・買収

基本戦略2：強みの深化とフルラインナップ化

小口ファイナンス、機関投資家向けビジネス、海外ビジネスといった、これまで培ってきた強みを深化すると同時に、フルラインナップの商品・サービス・機能の提供により、顧客中心主義を徹底してまいります。そのために、テクノロジーの活用を徹底し、人材、ガバナンス、財務に関する組織的能力を強化してまいります。なお、フルラインナップ化に際しては、自前主義にとらわれず、SBIグループ内外のリソースやノウハウを活用してまいります。

小口ファイナンス、機関投資家向けビジネス、海外ビジネスの強化

- 多様な小口ファイナンスを一気通貫で提供できる強みを更に磨くと共に、外部パートナーに最適な形で提供
- 再生可能エネルギー等、環境・社会課題の解決に資する分野において、機関投資家に共感される、先駆的なプレイヤー
- 海外ノンバンクビジネスについて、アジア・パシフィック地域を中心に事業基盤を拡大

顧客中心主義徹底のためのフルラインナップ化と体制整備

- SBIグループや外部パートナーの商品・サービス・機能をSBI新生銀行グループのプラットフォームに取り込み、フルラインナップ化を図ることで顧客の選択肢を拡充
- 顧客中心主義の徹底の観点から組織体制および業務プロセスを最適化

最新テクノロジーの徹底的な活用

- デジタル技術やAI・ビッグデータの活用による顧客利便性の高いサービスの提供（例：スーパーアプリ・BANKIT®）
- 人的資源を高付加価値業務に集中させるための業務プロセスのデジタル化
- SBIグループのフィンテック分野の知見を最大限活用

成長と変革のための組織的能力（人材・ガバナンス・財務）の強化

- 働き方改革を通じた多様な人材確保、高度な人材の育成を通じた高付加価値の創出、SBIグループとの人材交流
- 価値共創の拡大に対応するガバナンスの強化・高度化（コーポレート・ガバナンス、リスクガバナンス）
- 新たな挑戦を可能にする健全かつ適切な自己資本の確保と、聖域なきコスト削減を含む戦略的な経営資源の投入

基本戦略3：事業を通じたサステナビリティの実現

グループ内外の力を徹底活用し、顧客やSBI新生銀行グループのみならず、環境や社会全体の持続可能な発展を実現することを目指してまいります。

具体的には、地方創生への取り組み、環境・社会課題解決へ向けた金融機能提供を行うと同時に、顧客に信頼されるサービスを提供することにより金融機関としての社会的責任を果たしてまいります。

地域金融機関や企業、住民、自治体の支援を通じた地方創生への取り組み

- 地域金融機関支援プラットフォーマーとなり、地域金融機関の課題解決を支援
- 地域金融機関と連携して地域の企業・住民・自治体等に金融機能を提供し、地域経済を活性化

環境・社会課題解決へ向けた金融機能提供

- 顧客やパートナーが取り組む、環境・社会課題の解決を支援（サステナブルファイナンスなど）
- グループ内外の価値共創により商品・サービス・機能を提供し、顧客や社会が抱える課題を解決

顧客に信頼される金融サービスの提供

- 顧客中心主義に根差した商品・サービス・機能を提供し、顧客と持続的な信頼関係を構築
- 高度化・多様化する脅威からお客さまを防衛し、堅牢で安定的な金融インフラを提供

2. 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の流行収束後の世界にあっても、SBI新生銀行グループが中期経営計画で示した方向性は変わらず、むしろさまざまな取り組みをより加速していく必要があると考えます。リスクに対するディフェンスとして、ステークホルダーすべての命を守ることを優先しつつ、同時に社会的インフラである金融機関としての責任を担い、顧客と社会に貢献します。

3. リスク管理、コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営

当行は、グループ会社を含めた、「バーゼルⅢ」（銀行法に基づく自己資本比率規制で、当行は基礎的内部格付手法を採用）のスムーズな運用とリスク管理の高度化およびリスク・リターンの的確な把握を経営資源の最適な配分に活用する等、バランスのとれた業務運営により一層努めてまいります。バーゼルⅢに対しては、規制上は国内基準行ではありますが、国際統一基準も意識した運営を行っております。

また、当行ではリスク選好と財務計画の整合性を基礎とする経営管理フレームワークの考え方を整備しております。2020年度からは「リスク選好方針」を定めることによりグループのリスク選好を文書化するとともに、リスク文化、リスク選好に基づく適切な業務執行、リスク管理を基本的な要素として捉え、それらに関する基本的な考え方と基本方針を「グループリスクガバナンスポリシー」として定めております。

当行は、監査役会設置会社を選択しております。このガバナンス体制のもと、①経営の最高意思決定機関である取締役会が中期経営計画や年次計画等経営の基本方針をはじめとする会社の重要な業務執行を決定することで、当行の向かう大きな方向性を示すとともに、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備などを実施し、②業務執行および取締役会から独立した監査役および監査役会が取締役会に対する監査機能を担うことで、適切な経営の意

思決定と業務執行を実現するとともに、組織的に十分牽制の効くガバナンス体制を確立しております。

取締役会においては、一貫して社外取締役の監督機能を重視しており、SBIグループ傘下となり経営陣が交代した2022年2月8日以降においても日常の業務執行を担う社内取締役4名に対して、国内および海外での金融業、法律、リスク管理、ダイバーシティ、マスメディア等について豊富な経験および高い専門知識を有した社外取締役5名を配置し、社外取締役が過半数を占める取締役会の構成をとっております。さらに、社外監査役2名を含め、合計7名を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。かかる構成のもと、メンバーは、自由に発言し、活発な議論を行うことを通じて会社の方針を決定することにより、「コーポレートガバナンス・コード」が求めるグループの持続的な企業価値の向上や株主の皆さまやお客さまをはじめとする様々なステークホルダーの利益の確保に努めております。2019年3月には、取締役候補の指名および取締役の報酬の決定に係る取締役会機能の客観性と透明性の更なる向上を目的として、任意の「指名・報酬委員会」を設置しました。また、親会社グループとの間の利益相反取引について、少数株主の利益保護の観点から、より慎重な管理体制を構築するため、取締役会の諮問機関として「親法人取引諮問委員会」を2022年3月に設置し、事前の審査及び事後のモニタリングを行う仕組みを導入しました。さらに、取締役会の実効性について毎年評価・分析を行い、洗い出された課題に対する改善案を検討・実施することで、継続的な機能の向上を図っています。なお、2019年度より、コーポレートガバナンス・コードに関して、コーポレート・ガバナンス報告書における任意開示事項についても、その取組方針の全文開示を実施しています。当行の「コーポレートガバナンス・コードに関する取組方針」については、以下のリンク先をご参照ください。

https://corp.sbishinseibank.co.jp/ja/about/governance/governance_report/main/0/teaserItems1/00/linkList/0/link/report_j.pdf

また、日常の業務執行の機動性を確保するため執行役員制度を導入するとともに、代表取締役社長による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員がそれぞれ管掌する業務を効率的に遂行する体制を確保しております。さらに、取締役会の承認に基づき、業務執行取締役および執行役員（総括担当役員およびグループ本社の担当役員レベル）等からなる経営会議を設置し、迅速かつ効率的な業務運営を行っております。また、グループ会社に対する内部統制については、グループの経営全般に関する重要事項を決定する場として、主要なグループ会社の業務執行取締役なども参加するグループ経営会議およびグループ重要委員会を設置するとともに、グループ本社で遂行する各間接機能の統括責任者（担当役員）を任命し、権限集約を図り、グループ全体で最適かつ効率的な意思決定を行う体制を整えております。これにより、グループベースのリソース最適化及び意思決定の全体最適化の実現と、グループ本社を通じたより高度なグループガバナンスの実現を一層推進してまいります。

SBI新生銀行グループは、「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準」（いわゆる“J-SOX”）への対応体制を確立し、内部統制システムの運用強化とともに、上場企業として、投資家の目線に立った適時、適切かつ透明性の高い情報開示に取り組んでおります。金融商品取引法等の規定に沿い、お客さま保護や適切な業務運営を念頭にコンプライアンス体制の強化による法令遵守の一層の徹底に引き続き努めてまいります。

中期経営計画の実行を支える経営インフラの整備のうち、システムの安定稼働に努めることは社会基盤の一端を担う金融機関として果たすべき当然の使命であり、重要な経営課題のひとつとして継続して取り組んでおります。また、深刻化・巧妙化するサイバー攻撃に対処するため、専任組織として「SBI新生銀行グループC-SIRT (Computer Security Incident Response Team)」を設置し、2021年度より運用を開始しております。

4. 経営健全化計画の達成

当行は、2022年6月に「経営の健全化のための計画」（以下「経営健全化計画」）を金融庁に提出いたしました。

当事業年度においては、単体実質業務純益は456億円と経営健全化計画の目標値400億円を上回りました。また、単体当期純利益は489億円と、経営健全化計画の目標値360億円を上回りました。

当行といたしましては、引き続き公的資金を受けている金融機関としての役割・期待を認識し、その社会的責任を全うするとともに、経営健全化計画の達成に向けて、全社員が一丸となって業務に取り組んでまいります。

今後とも、皆さまには、なお一層のご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

（注）4. については、子会社等を含まない記述となっております。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

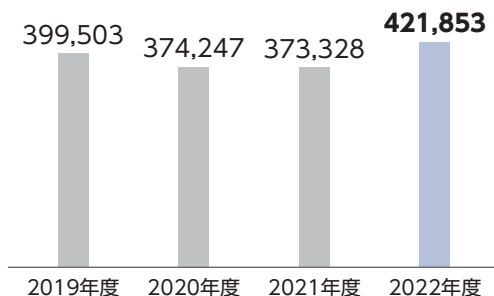
(単位：百万円)

	2019年度 (第20期)	2020年度 (第21期)	2021年度 (第22期)	2022年度 (当期)
経常収益	399,503	374,247	373,328	421,853
経常利益	51,036	44,398	28,299	52,136
親会社株主に帰属する当期純利益	45,575	45,109	20,385	42,771
包括利益	36,307	47,483	17,037	46,804
純資産額	910,485	930,742	924,316	966,506
総資産	10,226,571	10,740,174	10,311,448	13,694,831

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

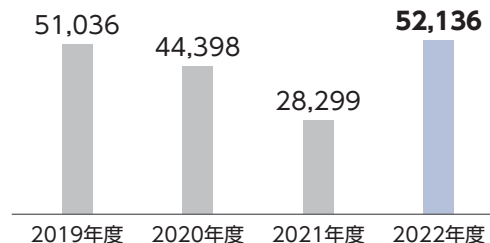
経常収益

(単位：百万円)



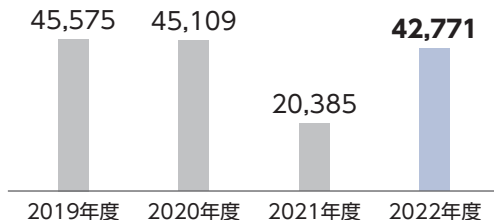
経常利益

(単位：百万円)



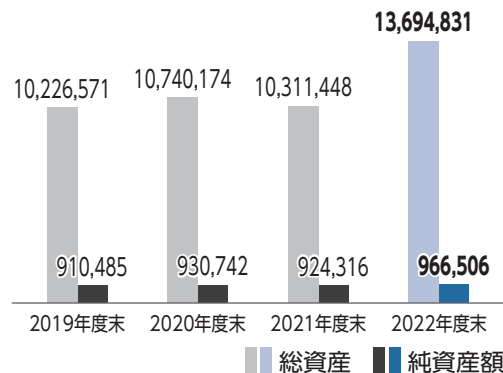
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



総資産/純資産額

(単位：百万円)



ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度 (第20期)	2020年度 (第21期)	2021年度 (第22期)	2022年度 (当期)
預 金	6,451,032	6,727,974	6,582,048	10,164,185
定期性預金	2,652,189	2,646,869	2,451,415	3,758,326
その他	3,798,843	4,081,105	4,130,632	6,405,858
社 債	116,500	180,000	170,000	140,000
貸 出 金	5,040,819	5,160,932	5,279,626	7,255,606
個人向け	1,393,447	1,344,185	1,302,216	1,286,911
中小企業向け	1,968,210	1,865,063	2,199,591	2,910,253
その他	1,679,161	1,951,683	1,777,818	3,058,441
特定取引資産 (トレーディング資産)	206,547	164,194	148,385	166,646
特定取引負債 (トレーディング負債)	182,969	142,966	128,032	144,965
有 価 証 券	1,265,800	1,352,522	1,104,839	1,966,021
国 債	358,567	348,922	212,446	662,252
その他	907,233	1,003,599	892,392	1,303,769
総 資 産	8,686,696	9,090,890	8,726,897	12,228,667
純 資 産 額	853,629	857,845	853,356	896,557
内 国 為 替 取 扱 高	26,989,971	24,768,102	24,429,490	33,880,328
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 10,361	百万ドル 8,234	百万ドル 7,642	百万ドル 8,145
経 常 利 益	33,938	37,154	36,811	54,361
当 期 純 利 益	33,180	34,506	30,387	48,991
1株当たり当期純利益	円 銭 138 75	円 銭 154 64	円 銭 144 26	円 銭 239 93

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「預金」及び内訳の「その他」には譲渡性預金が含まれております。

(3) 企業集団の従業員の状況

	当 年 度 末													
	法 人 業 務						個 人 業 務				海 外 事 業 / トレジャリー / その他			合 計
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトランザクシヨンス	昭 和 リ ー ス	市場営業	そ の 他 金融市場	リテールバンキング	新生フィナンシャル	アプラス	そ の 他 個 人	海外事業	トレジャリー	そ の 他	
従業員数	人 371	人 221	人 141	人 553	人 25	人 24	人 831	人 963	人 1,185	人 131	人 294	人 27	人 782	人 5,548

(注) 従業員数には、海外の現地採用者を含んでおります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 当行

① 当行の営業所数

	当 年 度 末
北 海 道 ・ 東 北 地 区	店 うち出張所 1 (－)
関 東 地 区 (うち 東 京 都 内)	15 (－) (10 (－))
中 部 地 区	2 (1)
近 畿 地 区	6 (1)
中国・四国・九州地区	1 (－)
国 内 計	25 (2)
海 外	－ (－)
合 計	25 (2)

(注) 当年度末において、SBI新生銀行カードローン エル事業無人店舗632店を有しております。
また上記には、当行を所属銀行とする銀行代理業者が銀行代理業務を営む営業所又は事務所は含めておりません。

② 当行の当年度新設営業所 該当事項はありません。

③ 銀行代理業者の一覧

氏 名 又 は 名 称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
株 式 会 社 ゆ う ち ょ 銀 行	東京都千代田区丸の内 2 - 7 - 2	銀 行 業
ファイナンシャル・ジャパン株式会社	東京都中央区新川 1 - 2 8 - 2 3 東京ダイヤビルディング 5 号館 1 4 階	生命保険の募集に関する業務
株 式 会 社 ア プ ラ ス	東京都中央区日本橋室町 2 - 4 - 3 日 本 橋 室 町 野 村 ビ ル	クレジットカードに関する業務
SBIマネープラザ株式会社	東京都中央区銀座 5 - 4 - 3	金 融 商 品 仲 介 業
オーストラリア・アンド・ニューージーランド・ バンキング・グループ・リミテッド（銀行）	東京都千代田区丸の内 2 - 4 - 1 丸 の 内 ビ ル デ ィ ン グ 3 3 階	銀 行 業
株 式 会 社 S B I 証 券	東京都港区六本木 1 - 6 - 1	証 券 業

④ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

ロ. 子会社

① 法人業務

主要な会社名とその主要な営業所

会 社 名	営 業 所 名	所 在 地
新 生 信 託 銀 行 株 式 会 社	本 店	東京都中央区日本橋室町 2 - 4 - 3
新生インベストメント&ファイナンス株式会社	本 店	東京都中央区日本橋室町 2 - 4 - 3
新 生 企 業 投 資 株 式 会 社	本 店	東京都中央区日本橋室町 2 - 4 - 3
昭 和 リ ー ス 株 式 会 社	本 店	東京都中央区日本橋室町 2 - 4 - 3
新 生 証 券 株 式 会 社	本 店	東京都中央区日本橋室町 2 - 4 - 3

② 個人業務

主要な会社名とその主要な営業所

会 社 名	営 業 所 名	所 在 地
新生フィナンシャル株式会社	本 店	東京都千代田区外神田 3 - 1 2 - 8
株 式 会 社 ア プ ラ ス	東 京 本 部	東京都中央区日本橋室町 2 - 4 - 3
アルファ債権回収株式会社	本 店	東京都中央区新川 1 - 2 8 - 2 3

③ 海外事業／トレジャリー／その他

主要な会社名とその主要な営業所

会 社 名	営 業 所 名	所 在 地
UDC Finance Limited	本 店	Ground Floor, ANZ Centre, 23-29 Albert Street, Auckland, 1010, New Zealand

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額		(単位：百万円)
事業セグメント		金額
当行(注)2		5,279
子会社	法人業務	744
	個人業務	5,388
	海外事業／トレジャリー／その他	494
	合計	11,905

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行単体ベースで、各事業セグメントにおいて実施した設備投資額を合計して記載しております。

ロ. 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設 立 年 月 日	資 本 金 (単位：百万円)	親会社による 被 所 有 の 議 決 権 比 率 (%)	その他
SBIホールディングス株式会社	東京都港区	金融業務	1999年7月8日	139,272	50.04 (50.04)	－
SBI地銀ホールディングス株式会社	東京都港区	金融業務	2015年8月25日	30,100	50.04	－

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 議決権比率の()内は、間接所有分(内数)であります。

ロ. 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設 立 年 月 日	資 本 金 (単 位 : 百万円 ※別途記 載のものを除く)	当行が有する 子会社等の 議 決 権 比 率 (%)	その他
株式会社アプラス	大阪府大阪市	信販業務	2009年4月24日	100	100.00	－
昭和リース株式会社	東京都中央区	リース業務	1969年4月2日	29,360	100.00	－
新生フィナンシャル株式会社	東京都千代田区	金融業務	1991年6月3日	100	100.00	－
新生信託銀行株式会社	東京都中央区	信託業務	1996年11月27日	5,000	100.00	－
新生証券株式会社	東京都中央区	証券業務	1997年8月11日	100	100.00	－
新生インベストメント& ファイナンス株式会社	東京都中央区	金融商品 取引業務	2006年4月11日	100	100.00	－
UDC Finance Limited	Auckland, New Zealand	金融業務	1938年4月1日	52,352千 ニュージーランドドル	100.00	－

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記の重要な子会社を含む連結される子会社および子法人等は84社、持分法適用会社は43社であります。
3. 新生証券株式会社は、株式会社SBI証券等との連携を含む組織再編を計画しており、2023年度上期を目途に廃業を予定しております。

重要な業務提携の概況

1. 当行は、以下の金融機関と提携し、現金自動引出しのサービスを行っております。
都市銀行
株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、
株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行
信託銀行
三井住友信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社
その他
株式会社商工組合中央金庫、株式会社あおぞら銀行
2. 当行は、株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金入出金のサービスを行っております。また、当行住宅ローンの取り扱いに係る銀行代理業務委託契約を締結しております。
3. 当行は、株式会社セブン銀行、株式会社イオン銀行、株式会社ローソン銀行、株式会社イーネットとの提携により、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等の店舗内に設置された提携ATMによる現金入出金サービスを提供しております。
4. 当行は、株式会社ビューカードと提携し、同社がJR東日本の駅等に設置するATM「VIEW ALTTE」（ビューアルツテ）において、現金自動引出しサービスを提供しております。また、株式会社ステーションネットワーク関西および株式会社池田泉州銀行ともATM提携し、阪急電鉄などの主要駅などに設置するステーションATM・Patsat（パッとサット）において現金入出金サービスを提供しております。
5. 当行は、株式会社Tポイント・ジャパン、株式会社NTTドコモおよび株式会社セブン・カードサービスと提携し、各社の共通ポイントサービス「Tポイント」、「dポイント」および「nanacoポイント」を利用する各会員を対象とした金融商品・サービスのご案内を行っております。
6. 当行は、連結子会社であるアプラスと提携し、同社が発行するクレジットカード「ラグジュアリーカード」、「アプラスゴールドカード」、「APLUS CARD with」等の申込み媒介を行っております。また、当行住宅ローンの取り扱いに係る銀行代理業務委託契約を締結しております。
7. 当行は、株式会社お金のデザインと提携し、同社が開発したロボアドバイザーを活用した、ETF（上場投資信託）特化型投資一任運用サービス「THEO+[テオプラス]SBI新生銀行」の媒介を行っております。
8. 当行は、「SBI新生銀行カードローン エル」および「SBI新生銀行カードローン」について、当行連結子会社である新生フィナンシャルを保証会社として同社と保証委託契約を締結しております。

9. 当行は、当行の持分法適用会社であるニッセン・クレジットサービス株式会社と業務提携し、同社を保証会社として「SBI新生銀行カードローン for ニッセン」の取り扱いを行っております。
10. 当行は、マネックス証券株式会社と金融商品仲介業務における包括的事業提携契約を締結しております。
11. 当行は、株式会社SBI証券と金融商品仲介業務および銀行代理業務委託契約を締結しております。また、当行は株式会社SBI証券および株式会社FOLIOと提携し、株式会社FOLIOが提供する投資一任プラットフォーム「4RAP」を活用し、対面チャネル向けに提供する「SBIラップ×SBI新生銀行」およびオンライン限定で提供する「SBIラップ」の媒介を行っております。加えて、当行は、SBIマネープラザ株式会社と提携し、株式会社SBI証券から金融商品仲介業務の委託を受けて国内外の株式・債券や投資信託など様々な金融商品と資産運用コンサルティングを提供する共同店舗の運営を行うとともに、当行住宅ローンの取り扱いに係る銀行代理業務委託契約を締結しております。
12. 当行は、株式会社商工組合中央金庫と、ヘルスケアファイナンス分野における業務連携に関する覚書を締結しております。
13. 当行は、ベトナムの大手民間商業銀行Military Commercial Joint Stock Bankと、ビジネスマッチング業務や融資業務などについて業務提携契約を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

イ. 重要な事業譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

ロ. 他の会社の事業の譲受けのうち重要なもの

該当事項はありません。

ハ. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
五 味 廣 文	取締役会長	アイダエンジニアリング株式会社 社外取締役 アステリア株式会社 社外取締役 株式会社ミロク情報サービス 社外取締役 株式会社ZUU 社外取締役 青山学院大学特別招聘教授	
川 島 克 哉	代表取締役社長	—	
畑 尾 勝 巳	取締役 専務執行役員 社長補佐 グループトレジャリー担当、グループ海外事業担当	—	
寺 澤 英 輔	取締役 常務執行役員 グループ経営企画担当、金融円滑化担当	—	

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
早 崎 保 浩	取締役(社外)	株式会社リコー リコー経済社会研究所 所長	
道 あゆみ	取締役(社外)	弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック 弁護士	
寺 田 昌 弘	取締役(社外)	三浦法律事務所 パートナー弁護士 いちごオフィスリート投資法人 監督役員	
藤 崎 圭	取締役(社外)	—	
瀧 口 友里奈	取締役(社外)	東京大学工学部 アドバイザリーボードメンバー	
永 田 信 哉	常勤監査役	—	同氏は、当行において財務・会計に係る業務に長年にわたり従事した経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
赤 松 育 子	監査役(社外)	公認会計士、公認不正検査士 日本公認会計士協会 理事 東洋製罐グループホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社トップス 社外取締役 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 社外取締役	同氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
中 川 深 雪	監査役(社外)	香水法律事務所 弁護士 中央大学法科大学院 教授 日東工業株式会社 社外取締役 日産化学株式会社 社外取締役 株式会社ファンケル 社外監査役 アスクル株式会社 社外監査役	—

- (注) 1. 社外取締役早崎保浩、道あゆみ、寺田昌弘、藤崎 圭、瀧口友里奈の各氏及び社外監査役赤松育子、中川深雪の各氏は、株式会社東京証券取引所に対して、独立役員届出書を提出しております。
2. 当行は執行役員制度を採用しており、2023年3月31日現在の取締役兼務を含む執行役員の人数は38名となります。

(2) 会社役員に対する報酬等

当該年度にかかる役員の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 種 類 別 の 額			計	摘 要
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭等		
取締役	10名 (内 退任済み 1名)	160百万円	－百万円	34百万円	195百万円	
監査役	4名 (内 退任済み 1名)	46百万円	－百万円	－百万円	46百万円	
計	14名 (内 退任済み 2名)	206百万円	－百万円	34百万円	241百万円	

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記区分において、執行役員を兼務している取締役が4名おります。
3. 2022年6月22日開催の第22期定時株主総会において、取締役（当時9名）の報酬等の限度額は、年額230百万円（内 社外取締役（当時5名）60百万円）、2010年6月23日開催の第10期定時株主総会において、監査役（当時3名）の報酬等の限度額は、年額60百万円と、決議いただいております。ただし、報酬等の限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 2015年6月17日開催の第15期定時株主総会の決議により、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、常勤取締役（当時2名）を対象とした株式報酬型ストック・オプションを導入しました。2022年6月22日開催の第22期定時株主総会において、常勤取締役（当時4名）を対象とする株式報酬型ストック・オプションに関する役員報酬限度額は、上記の取締役の報酬等の限度額とは別枠として、年額75百万円以内と決議いただいております。
5. 2018年6月20日開催の第18期定時株主総会の決議により、常勤取締役（当時2名）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。2022年6月22日開催の第22期定時株主総会において、常勤取締役（当時4名）を対象としたその報酬の金額については、3. 記載の取締役の報酬等の限度額である年額230百万円の範囲内において、年額25百万円以内と決議いただいております。
6. 2020年6月17日開催の第20期定時株主総会の決議により、社外取締役（当時5名）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入し、その報酬の金額については、3. 記載の社外取締役の報酬等の限度額である年額60百万円の範囲内において、年額15百万円以内としております。また、会社法改正に伴い、2021年6月23日開催の第21期定時株主総会において、社外取締役（当時5名）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度の継続を決議いただいております。
7. 非金銭報酬等には、取締役が付与した譲渡制限付株式報酬34百万円を含めて記載しております。
8. 当行の取締役の報酬は、経営健全化計画の内容を前提に、株主総会において決議された報酬総額の範囲内で、取締役会において以下の通り個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定め、個別の報酬額を決定しています。
- 基本報酬については、指名・報酬委員会において、同業他社水準を参考にし、公的資金注入行としての適正な水準について審議を行ったうえで、常勤、非常勤の別、役職及び職責に応じた固定報酬としています。
- 常勤取締役を対象とする株式報酬型ストック・オプションについては、役員が株価変動のリスクとメリットを株主と共有し、中長期的な企業価値向上と株価上昇への貢献意欲を高めるために、取締役会において決定した内規に基づいて、前年度における、当行の株価の変動率、当行株価の銀行業の株価と対比したパフォーマンス、当行の純資産の変動率を考慮した計算式「月額基本報酬×4×√（当行株価変動率×当行株価変動率のTOPIX銀行業株価指数対比パフォーマンス×当行純資産変動率）」によって算定し（ただし、月額基本報酬の1倍～12倍の範囲内とする）、指名・報酬委員会における審議を行ったうえで、取締役会において支給金額を決定しており、取締役に一定の事由が発生した時には、当該取締役は付与された新株予約権を放棄する規定等を設けています。
- 常勤取締役（社外取締役を除く取締役を指す。）及び社外取締役を対象に、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入していますが、常勤、非常勤取締役のそれぞれについて株主総会において授権された報酬枠のうち一定の割合において、指名・報酬委員会における審議を行ったうえで、役職及び職責に応じて付与金額を決定し、普通株式を付与しており、取締役に一定の事由が発生した時には、当行が当該取締役に付与した全株式を無償で取得する規定等を設けています。
- 常勤取締役（社外取締役を除く取締役を指す。）については、基本報酬を総報酬の60％、譲渡制限付株式報酬を総報酬の15～20％、株式報酬型ストック・オプションを総報酬の20～25％とすることを目安とし、社外取締役については、基本報酬を総報酬の80％、譲渡制限付株式報酬を総報酬の20％とすることを目安としたうえで、指名・報酬委員会における審議を行ったうえで、取締役会において具体的な割合を決定することとしています。

なお、報酬等の額の決定の委任は行っておりません。また、過度に短期的なリスクテイクへのインセンティブを抑制するために、取締役に対し役員賞与の支給はしていません。
取締役の個人別の報酬については、上記の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を踏まえて、指名・報酬委員会で審議のうえ取締役会において決定しており、個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

(3) 責任限定契約

氏 名				責任限定契約の内容の概要
早道	崎	保	浩	社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任が限定されるものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外取締役及び社外監査役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものです。
寺	田	あ	み	
藤	崎	昌	弘	
瀧	口	友	圭	
赤	松	育	奈	
中	川	深	子	
			雪	

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行および当行のすべての子会社のすべての取締役および監査役	・当行は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、左記の範囲の者を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。 ・当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことのある、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害賠償金や争訟費用等について填補することとされており、保険料は当行が全額負担しており、被保険者は保険料を負担していません。 ・当該保険契約には、職務の執行の適正性が損なわれないよう、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、支払保険金額については適切な水準の支払い限度額を設定しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況		銀行と当該他の法人等との関係
早 崎 保 浩	株式会社リコー リコー経済社会研究所	所長	株式会社リコーと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
道 あ ゆ み	弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック	弁護士	弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
寺 田 昌 弘	三浦法律事務所	パートナー 弁護士	三浦法律事務所と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	いちごオフィスリート投資法人	監督役員	いちごオフィスリート投資法人と当行には融資取引があります。資本関係その他の記載すべき関係はありません。
瀧 口 友 里 奈	東京大学工学部	アドバイザー ボードメンバー	東京大学工学部と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
赤 松 育 子	日本公認会計士協会	理事	日本公認会計士協会と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	東洋製罐グループホールディングス株式会社	社外監査役	東洋製罐グループホールディングス株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	株式会社トップス	社外取締役	株式会社トップスと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	社外取締役	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況		銀行と当該他の法人等との関係
中 川 深 雪	香水法律事務所	弁護士	香水法律事務所と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	中央大学法科大学院	教授	中央大学法科大学院と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	日東工業株式会社	社外取締役	日東工業株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	日産化学株式会社	社外取締役	日産化学株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	株式会社ファンケル	社外監査役	株式会社ファンケルと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	アスクル株式会社	社外監査役	アスクル株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言、その他の活動状況および当該社外取締役に期待される役割に関し行った職務の概要
早 崎 保 浩	1年2ヶ月	当事業年度開催の取締役会 13回中全てに出席	金融に関する豊富な知識と経験に基づき議案、審議について必要な発言、助言を適宜行っております。 また、特に金融行政・規制、リスク管理等を含めてこれまでの経験や金融に関する豊富な知見から、様々な議案に対し、的確な質問や助言を行っております。
道 あ ゆ み	1年2ヶ月	当事業年度開催の取締役会 13回中全てに出席	弁護士としての専門的な知識・経験に基づき議案、審議について必要な発言、助言を適宜行っております。 また、様々な議案に対し、弁護士としての経験や知識に基づく適切な確認や質問を行っております。
寺 田 昌 弘	1年2ヶ月	当事業年度開催の取締役会 13回中全てに出席	弁護士としての専門的な知識・経験に基づき議案、審議について必要な発言、助言を適宜行っております。 また、様々な議案に対し、弁護士および金融機関での経験や知識に基づく適切な確認や質問を行っております。

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言、その他の活動状況および当該社外取締役に期待される役割に関し行った職務の概要
藤 崎 圭	9ヶ月	2022年6月就任後当事業年度開催の取締役会11回中全てに出席	金融に関する豊富な知識と経験に基づき議案、審議について必要な発言、助言を適宜行っております。また、特にリスク管理及び市場関連業務に関する専門的視点から、的確な質問や助言を行っております。
瀧 口 友里奈	9ヶ月	2022年6月就任後当事業年度開催の取締役会11回中全てに出席	マスメディアにおける豊富な経験に基づき議案、審議について必要な発言・助言を適宜行っております。また、特に当行のサステナビリティ活動や広報活動等を中心に的確な質問や助言を行っております。
赤 松 育 子	3年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会13回中全て、監査役会12回中全てに出席	必要に応じ、主に公認会計士および公認不正検査士としての専門的見地、また、他社社外役員としての経験から議案、審議につき発言、助言を行っております。
中 川 深 雪	9ヶ月	2022年6月就任後当事業年度開催の取締役会11回中全て、監査役会9回中全てに出席	必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地、また、他社社外役員としての経験から議案、審議につき発言、助言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

支給人数	銀行からの報酬等の種類別の額			計	銀行の親会社等からの報酬等
	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
9名 (内 退任済み 2名)	72百万円	－百万円	9百万円	82百万円	－

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 非金銭報酬等には、取締役役に付与した譲渡制限付株式報酬9百万円を含めて記載しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	400,000,000株
	発行済株式の総数	205,034,689株

(注) 発行済株式の総数には、自己株式（889,718株）を含みます。

(2) 当年度末株主数	17,878名
-------------	---------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
SBI地銀ホールディングス株式会社	102,159,999	50.04%
預金保険機構	26,912,888	13.18%
株式会社整理回収機構 整理回収銀行口	20,000,000	9.79%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,174,600	4.49%
JPLLC CLIENT ASSETS - SK J	3,655,900	1.79%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	3,446,400	1.68%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,951,800	1.44%
ML PRO SEGREGATION ACCOUNT	2,801,900	1.37%
MSIP CLIENT SECURITIES	2,372,067	1.16%
JPMオルガン証券株式会社	1,765,552	0.86%

(注) 持株比率は、自己株式（889,718株）を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役（社外取締役を除く）	4名	当行普通株式 12,706株
社外取締役	5名	当行普通株式 5,080株
監査役	一名	—

(注) 当該事業年度中に銀行の会社役員に対して当行が、職務執行の対価として、交付した株式について記載しております。

5 当行の新株予約権等に関する事項

「5. 当行の新株予約権等に関する事項」につきましては、法令および当行定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（<https://corp.sbishinseibank.co.jp/>）に掲載しております。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

名 称	当該事業年度に係る報酬等（百万円）		そ の 他
有限責任監査法人トーマツ	監 査 証 明 業 務	376	監査証明業務以外の業務には、以下のものが含まれています。 ・ AML/CFT管理態勢に関するアドバイザリー業務 ・ IFRSセミナー ・ 自己資本比率の算定に係る内部管理体制の有効性についての合意された手続業務 等
	監査証明業務以外の業務	27	
	報 酬 等 計	403	

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 業務執行社員は佐藤嘉雄氏、小野大樹氏、野坂京子氏の3名です。
 3. 「監査証明業務」とは公認会計士法第2条第1項に該当する業務です。
 4. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容が当行グループの特性に適合した妥当なものであり、会計監査の職務執行状況、執行サイド及び監査役等とのコミュニケーションの状況、並びに報酬見積りの算出根拠などについて必要な検討を行った上で、会計監査人の監査品質の確保及びガバナンスへの取り組みに照らし、会計監査人の報酬等につき妥当と判断したことから、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 5. 当該事業年度に係る報酬等の額には前事業年度の追加報酬額5百万円が含まれております。
 6. 当行及び当行子会社及び子法人等の会計監査人への当該事業年度に係る報酬等は以下のとおりです。

当 該 事 業 年 度 に 係 る 報 酬 等 （ 百 万 円 ）		
報 酬	監 査 証 明 業 務	709
	監査証明業務以外の業務	42
	報 酬 等 計	751

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認める場合は、監査役全員の同意をもって会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が適正に業務を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を目的とする株主総会議案の内容を決定します。その場合、取締役会は、監査役会の決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保するための体制

1. 業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要

「1. 業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要」につきましては、法令および当行定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://corp.sbishinseibank.co.jp/>) に掲載しております。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況は以下のとおりです。

(1) 組織の枠組み

二線機能を担当する組織として、グループ本社内にリスク管理機能やコンプライアンス機能等を担う専門部署を設置しております。また、三線機能を担当する組織としてグループ監査部を設置しております。

(2) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための取組みの状況

代表取締役を含む全役職員は、SBI新生銀行としての行動指針を示した「SBIグループ・コンプライアンス行動規範」に係る研修（E-ラーニング）を受講し、行動規範の遵守を年次で誓約しております。また、監査役は、法令等遵守の観点から取締役の業務執行を監査しています。

コンプライアンス事案については、全部室店にコンプライアンス責任者・コンプライアンス管理者を置き、モニタリングを行っております。

内部通報システムは、業務執行ラインから独立して把握される体制として整備されており、グループ法務・コンプライアンス統括部のほか、常勤監査役、外部弁護士が窓口になり、通報・調査内容は逐次常勤監査役に報告されています。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する取組みの状況

「グループ情報セキュリティポリシー」に従い、情報を重要な資産と認識し、当該ポリシーのもと、各種社内手続きに従う形で、各種情報資産が作成、保存されております。また当該情報資産の特性に応じてアクセスの機密性を確保し、適切に管理しています。更に、情報セキュリティについて、全部室店を対象に自己チェックを定期的に行い、必要に応じ問題点の改善を図るとともに、サイバー攻撃を受けた際の被害を業務アプリケーションや顧客データ等に及ぼさないようにする対応や訓練も進めております。

(4) 損失の危険の管理に対する取組みの状況

「グループリスクガバナンスポリシー」において、損失の危険の管理（リスク管理）をリスクガバナンスの中核的な要素として定めております。

また、「グループリスクマネジメントポリシー」を定めて、同ポリシーに沿ったリスク管理体制を構築しております。同ポリシーの基本方針のもと、各リスクおよび審査の担当部署ならびにグループリスクポリシー委員会、案件審査委員会、債権管理委員会、グループALM委員会、市場取引統轄委員会、グループ新規事業・商品委員会を通じてリスクマネジメントを実施しています。また、グループ業務継続体制管理委員会を通じて、新型コロナウイルス感染症対策を含めて、重要業務の安定的な継続、ならびにお客さまや社会を意識した業務運営を行っております。

(5) **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取組みの状況**

代表取締役社長による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員が、「業務執行規程」に従い、それぞれ掌管する業務を遂行する体制をとっており、さらにグループ経営会議および経営会議により、必要な意思決定を行っております。

当該体制のもとで、グループベースでの中期経営計画を具体化するために、年度計画・予算および重要経営指標（KPI）を定めて、年4回のPDCAセッションにて、計画実現に向けたプロセスや進捗状況を経営陣がレビューしています。また、新規事業および戦略的資本提携案件の進捗状況についても、年4回のモニタリングセッションにて、経営陣がレビューしています。なお、2022年度から2024年度を対象期間とする中期経営計画を2022年5月に策定し、公表しております。

また、当行およびグループ各社が持つ間接機能を実質的に統合したグループ本社のもとで、各機能の高度化とグループでの全体最適を追求することで、グループガバナンスの強化を図るとともに、重複する機能の集約による生産性・効率性の向上を進めております。

(6) **当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための取組みの状況**

「子会社・関連会社ポリシー」において、当行グループ全体の経営方針及びビジネスプラン、並びにリスク管理及びコンプライアンス体制と整合性をもった業務運営を確保するため、専門セクション、ビジネス所管部署及びガバナンス管理部署の役割を定めています。具体的には、主にグループ本社の専門セクションは、グループ横断的な内部管理体制構築を実現するために、各責任領域における子会社管理に係る規程の整備、子会社・関連会社の体制整備及び運用状況の定期的な確認、指導及び改善状況のモニタリングを行い、ビジネス所管部署は、各社の管轄業法上の遵法性を確認の上、適切なビジネス推進及びビジネス運営を支援し、ガバナンス管理部署は、各社の自主性の発揮を支援するとともに、専門セクションと協調しグループの戦略及び方向性の整合性を確保することとしております。また、グループ経営企画部は、主要な子会社については自らガバナンス管理部署としての機能を果たすほか、子会社・関連会社管理全体を統括しております。さらに、各社の事業活動や内部管理に関する事項について定期的にグループ経営会議に報告されるとともに各社の経営に関する重要事項についてグループ経営会議や専門セクションが主催する重要委員会に付議、報告されております。

このような体制で、グループ本社と子会社・関連会社は、「グループ本社組織管理規程」の考え方に従って、可能な範囲で一体的かつ効率的な業務運営を行っております。

(7) **監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する取組みおよび当該従業員の取締役からの独立性に関する取組みの状況**

当行は、当行の監査役の監査の補助のために監査役室を設置し、同室所属の職務補助者は監査役の指揮命令に従い、その業務の結果を監査役に対して報告しております。

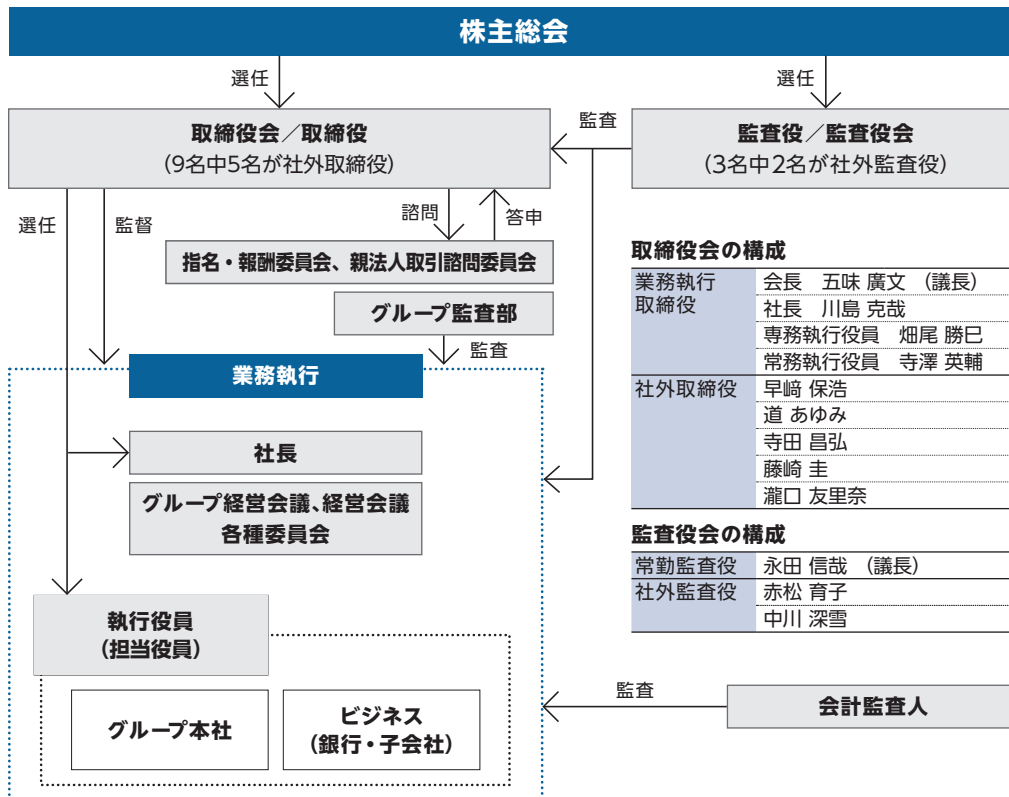
-
- (8) **取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制、および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取組みの状況**
- 監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。監査役会は原則毎月実施し、監査に関する重大な事項について報告を受け、協議・決議を行っているほか、代表取締役、および会計監査人と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況について意見交換を行っています。
- また、常勤監査役は、グループコンプライアンス委員会やグループリスクポリシー委員会をはじめとする各種重要委員会に陪席するほか、必要に応じて、グループ会社を含む各関係部店へのヒアリングなどを実施することにより、監査の実効性の向上を図っております。
-
- (9) **反社会的勢力排除、並びにマネー・ローンダリング及びテロ資金の供与の防止に対する取組みの状況**
- 「反社会的勢力への対応ガイドライン」を定めて、グループ法務・コンプライアンス統括部金融情報管理室が反社会的勢力対策に関する企画、推進、管理を統轄し、グループ総務部と緊密に連携しながら、外部専門機関との連携、および主に以下の具体的施策を実施しております。反社会的勢力の排除対策として、取引開始前および取引開始後も定期的に反社会的勢力に該当するか否かのスクリーニング・チェックを実施し、また取引時に締結する約款、契約書などに反社会的勢力を排除するための所定の条項を盛り込んでいます。また、マネー・ローンダリング及びテロ資金の供与の防止についても、グループ法務・コンプライアンス統括部金融情報管理室が制定した管理方針の下で、グループ横断的な管理態勢を整備しております。
-

【ご参考情報】

■コーポレート・ガバナンス体制図（2023年4月1日現在）

経営戦略の策定
業務執行の監督

経営戦略の実行
業務の実行



9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

当行の親会社はSBI地銀ホールディングス株式会社であり、同社は2023年3月31日現在で当行の株式を102,159,999株（議決権比率50.04%）保有しております。

当行は、親会社の完全親会社であるSBIホールディングス株式会社傘下のグループ（以下「当行親会社グループ」）との間で融資等の取引があります。当該取引については、一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、社内の規定により、取引条件の妥当性を審査するとともに、独立社外取締役が過半を占める取締役会において、当行の利益を害するものでないことを確認のうえ、公正かつ適正に取引の可否を決定しております。

また、当行親会社グループとの間の利益相反取引について、少数株主の利益保護の観点から、より慎重な管理体制を構築するため、取締役会の諮問機関として「親法人取引諮問委員会」を2022年3月23日付けで設置し、事前の審査及び事後のモニタリングを行う仕組みを導入しました。同委員会は、独立社外取締役全員で構成され、監査役も出席して意見を述べることであります。

これらの理由から、当行取締役会は、当該取引が当行の利益を害するものでないと判断しております。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当行定款第36条に定める会社法第459条第1項の規定により取締役会に与えられた権限の行使に関しましては、経営成績やその将来の見通し、安全性や内部留保とのバランス、各種規制等に留意し、その時点の経営状況や市場動向等も踏まえて適時適切に決定して参ります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第23期 2023年3月31日現在
(資産の部)	
現金預け金	1,992,878
コールローン及び買入手形	28,302
買入金銭債権	38,287
特定取引資産	166,722
金銭の信託	413,476
有価証券	1,572,791
貸出金	6,888,803
外国為替	72,388
割賦売掛金	1,074,968
リース債権及びリース投資資産	211,002
その他資産	365,033
有形固定資産	57,931
建物	10,925
土地	1,798
有形リース資産	40,193
建設仮勘定	200
その他の有形固定資産	4,813
無形固定資産	61,051
ソフトウェア	44,727
のれん	10,745
無形リース資産	151
無形資産	4,072
その他の無形固定資産	1,354
退職給付に係る資産	17,235
繰延税金資産	9,575
支払承諾見返	842,797
貸倒引当金	△118,413
資産の部合計	13,694,831

科目	第23期 2023年3月31日現在
(負債の部)	
預金	7,853,464
譲渡性預金	2,128,833
コールマネー及び売渡手形	7,648
債券貸借取引受入担保金	220,099
特定取引負債	147,807
借入金	607,092
外国為替	2,579
短期社債	33,500
社債	367,071
その他負債	465,242
賞与引当金	10,069
役員賞与引当金	8
退職給付に係る負債	8,355
役員退職慰労引当金	8
睡眠預金払戻損失引当金	354
睡眠債券払戻損失引当金	2,300
利息返還損失引当金	30,569
繰延税金負債	522
支払承諾	842,797
負債の部合計	12,728,325
(純資産の部)	
資本金	512,204
資本剰余金	72,961
利益剰余金	390,305
自己株式	△1,639
株主資本合計	973,831
その他有価証券評価差額金	△20,811
繰延ヘッジ損益	△4,330
為替換算調整勘定	11,703
退職給付に係る調整累計額	1,605
その他の包括利益累計額合計	△11,833
非支配株主持分	4,507
純資産の部合計	966,506
負債及び純資産の部合計	13,694,831

連結損益計算書 (2022年 4 月 1 日から2023年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	421,853
資金運用収益	184,567
貸出金利息	158,472
有価証券利息配当金	22,466
コールローン利息及び買入手形利息	80
債券貸借取引受入利息	28
預け金利息	1,863
その他の受入利息	1,655
役務取引等収益	65,969
特定取引収益	3,837
その他業務収益	150,433
その他経常収益	17,045
償却債権取立益	9,850
その他の経常収益	7,195
経常費用	369,716
資金調達費用	45,805
預金利息	13,768
譲渡性預金利息	350
コールマネー利息及び売渡手形利息	259
売現先利息	418
債券貸借取引支払利息	3,024
借入金利息	2,069
短期社債利息	75
社債利息	7,111
その他の支払利息	18,727
役務取引等費用	26,809
特定取引費用	65
その他業務費用	96,704
営業経費	165,149
のれん償却額	3,073
無形資産償却額	445
その他の営業経費	161,630
その他経常費用	35,181
貸倒引当金繰入額	30,596
その他の経常費用	4,585
経常利益	52,136
特別利益	1,846
固定資産処分益	11
負ののれん発生益	1,755
その他の特別利益	78
特別損失	2,192
固定資産処分損	171
のれん減損損失	230
その他の減損損失	1,680
その他の特別損失	109
税金等調整前当期純利益	51,790
法人税、住民税及び事業税	9,000
法人税等調整額	4
法人税等合計	9,004
当期純利益	42,785
非支配株主に帰属する当期純利益	14
親会社株主に帰属する当期純利益	42,771

連結株主資本等変動計算書 (2022年 4 月 1 日から2023年 3 月31日まで) (単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	512,204	72,961	449,547	△98,612	936,101
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,462		△2,462
親会社株主に帰属 する当期純利益			42,771		42,771
自己株式の取得				△2,590	△2,590
自己株式の処分		5		80	85
自己株式の消却		△99,483		99,483	－
利 益 剰 余 金 か ら 資本剰余金への振替		99,478	△99,478		－
連結子会社減少による減少高			△72		△72
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△59,242	96,973	37,730
当 期 末 残 高	512,204	72,961	390,305	△1,639	973,831

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△11,667	△13,940	5,587	4,182	△15,836	4,052	924,316
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△2,462
親会社株主に帰属 する当期純利益							42,771
自己株式の取得							△2,590
自己株式の処分							85
自己株式の消却							－
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替							－
連結子会社減少による減少高							△72
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△9,144	9,610	6,115	△2,577	4,003	454	4,458
当 期 変 動 額 合 計	△9,144	9,610	6,115	△2,577	4,003	454	42,189
当 期 末 残 高	△20,811	△4,330	11,703	1,605	△11,833	4,507	966,506

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第23期 2023年3月31日現在
(資産の部)	
現金預け金	1,886,184
現金	4,597
預け金	1,881,586
コールローン	28,302
買入金銭債権	17,805
特定取引資産	166,646
特定取引有価証券派生商品	1
特定金融派生商品	166,644
金銭の信託	332,078
有価証券	1,966,021
国債	662,252
地方債	2,195
社債	154,364
株式	348,408
その他の証券	798,800
貸出金	7,255,606
手形貸付	9,705
証書貸付	5,778,903
当座貸越	1,466,998
外国為替	73,862
外国他店預け	73,862
その他資産	262,999
未収還付法人税等	952
前払費用	3,615
未収収益	14,985
先物取引差入証拠金	1,991
先物取引差金勘定	184
金融派生商品	55,817
金融商品等差入担保金	119,158
社債発行費	140
未収金	2,871
その他の資産	63,281
有形固定資産	9,397
建物	6,868
建設仮勘定	38
その他の有形固定資産	2,490
無形固定資産	21,649
ソフトウェア	20,106
のれん	190
リース資産	1,341
その他の無形固定資産	10
前払年金費用	10,021
繰延税金資産	1,853
支払承諾見返	226,145
貸倒引当金	△29,906
資産の部合計	12,228,667

科目	第23期 2023年3月31日現在
(負債の部)	
預金	8,035,352
当座預金	193,963
普通預金	3,183,804
通知預金	32,708
定期預金	3,758,326
その他の預金	866,548
譲渡性預金	2,128,833
コールマネー	7,648
債券貸借取引受入担保金	220,099
特定取引負債	144,965
特定取引有価証券派生商品	1
特定金融派生商品	144,964
借入金	230,567
借入金	230,567
外国為替	2,579
未払外国為替	2,579
社債	140,000
その他負債	188,034
未払法人税等	1,379
未払費用	16,237
前受収益	2,416
金融派生商品	132,341
金融商品等受入担保金	21,303
資産除去債務	8,064
その他の負債	6,292
賞与引当金	5,228
睡眠預金払戻損失引当金	354
睡眠債券払戻損失引当金	2,300
支払承諾	226,145
負債の部合計	11,332,109
(純資産の部)	
資本金	512,204
資本剰余金	79,465
資本準備金	79,465
利益剰余金	345,992
利益準備金	17,205
その他利益剰余金	328,787
繰越利益剰余金	328,787
自己株式	△1,639
株主資本合計	936,023
その他の有価証券評価差額金	△21,719
繰延ヘッジ損益	△17,746
評価・換算差額等合計	△39,466
純資産の部合計	896,557
負債及び純資産の部合計	12,228,667

損益計算書 (2022年 4 月 1 日から2023年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	192,577
資金運用収益	156,086
貸出金利息	106,848
有価証券利息配当金	46,352
コールローン利息	80
債券貸借取引受入利息	28
預け金利息	1,666
その他の受入利息	1,110
役務取引等収益	17,581
受入為替手数料	640
その他の役務収益	16,941
特定取引収益	4,818
特定金融派生商品収益	4,818
その他業務収益	1,949
外国為替売買益	1,189
国債等債券売却益	569
国債等債券償還益	20
その他の業務収益	170
その他経常収益	12,140
貸倒引当金戻入益	3,842
償却債権取立益	3,492
株式等売却益	1,269
金銭の信託運用益	2,406
その他の経常収益	1,129
経常費用	138,216
資金調達費用	39,672
預金利息	13,775
譲渡性預金利息	350
コールマネー利息	259
売現先利息	418
債券貸借取引支払利息	3,024
借入金利息	183
社債利息	418
金利スワップ支払利息	20,227
その他の支払利息	1,014

(単位：百万円)

科 目	金 額
役務取引等費用	20,460
支払為替手数料	609
その他の役務費用	19,851
特定取引費用	65
特定取引有価証券費用	65
その他業務費用	5,872
国債等債券売却損	2,525
社債発行費償却	142
金融派生商品費用	1,062
その他の業務費用	2,143
営業経費	71,268
その他経常費用	876
貸出金償却	9
株式等償却	93
金銭の信託運用損	12
その他の経常費用	760
経常利益	54,361
特別利益	856
固定資産処分益	10
その他の特別利益	846
特別損失	7,654
固定資産処分損	75
減損損失	906
その他の特別損失	6,672
税引前当期純利益	47,562
法人税、住民税及び事業税	584
法人税等調整額	△2,013
法人税等合計	△1,428
当期純利益	48,991

株主資本等変動計算書

(2022年 4 月 1 日から2023年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	512,204	79,465	－	79,465	16,712	382,229	398,941	△98,612	891,999
当 期 変 動 額									
剰余金の配当					492	△2,955	△2,462		△2,462
当 期 純 利 益						48,991	48,991		48,991
自己株式の取得								△2,590	△2,590
自己株式の処分			5	5				80	85
自己株式の消却			△99,483	△99,483				99,483	－
利 益 剰 余 金 から 資本剰余金への振替			99,478	99,478		△99,478	△99,478		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	492	△53,442	△52,949	96,973	44,023
当 期 末 残 高	512,204	79,465	－	79,465	17,205	328,787	345,992	△1,639	936,023

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△12,667	△25,976	△38,643		853,356
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△2,462
当 期 純 利 益					48,991
自己株式の取得					△2,590
自己株式の処分					85
自己株式の消却					－
利益剰余金から 資本剰余金への振替					－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△9,051	8,229	△822		△822
当期変動額合計	△9,051	8,229	△822		43,201
当 期 末 残 高	△21,719	△17,746	△39,466		896,557

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

株式会社 SBI 新生 銀行
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
東京 事務所指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員公認会計士 佐藤 嘉雄
公認会計士 小野 大樹
公認会計士 野坂 京子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SBI新生銀行（旧会社名 株式会社新生銀行）の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SBI新生銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

株式会社 SBI 新生 銀行
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
東京 事務所指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐藤 嘉雄

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小野 大樹

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

野坂 京子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SBI新生銀行（旧会社名 株式会社新生銀行）の2022年4月1日から2023年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の遂行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担い、当社及びグループ各社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを監査の基本方針として監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び従業員等並びに会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査規程、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、所管部署及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

内部監査部門については、事前に内部監査計画の協議を行い、実施した監査の結果及びその改善状況について適宜に報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、企業集団の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月10日

株式会社 SBI新生銀行 監 査 役 会

常勤監査役	永	田	信	哉	㊟
社外監査役	赤	松	育	子	㊟
社外監査役	中	川	深	雪	㊟

以 上

会場ご案内図

インターネット又は郵送による事前の議決権ご行使もご検討くださいますようお願い申し上げます。ご来場株主さまへの株主総会のお土産はご用意しておりません。

会 場

泉ガーデンタワー22階 大会議室

東京都港区六本木一丁目6番1号

交通の ご案内

● 地下鉄－東京メトロ 南北線 六本木一丁目駅直結



なお、お車でのご来場はご遠慮ください。

